

厚岸町議会 老人福祉施設等運営に関する調査特別委員会会議録

平成26年1月24日

午後1時10分開会

- 委員長（谷口委員） ただ今から、老人福祉施設等運営に関する調査特別委員会を開催いたします。

本委員会に先の本会議で、議案第2号 指定管理者の指定についてが付託されておりますので、これについて質疑を行いたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後1時11分休憩

午後1時13分再開

- 委員長（谷口委員） 再開いたします。

それでははじめに、先程の資料で、もう少し説明が欲しいという点がありましたら、質問をお願いいたします。

特にごまませんか。12番、室崎委員。

- 室崎委員 まずですね、資料の4で基本協定書というものがございます。このタイトルに(案)と付いているんです。資料の1は選考要綱等、資料の2は申請書、ここには案とは付いてませんね。ということは、この基本協定書については本議会で、この条項は要らないのではないかと、或いはもっとこういう条項を足したら良いんじゃないかというものがあったときは、それを取り入れてなお、抜本的になると話は別でしょうけれども、付加したり或いは削ったりということは可能なかどうか、それが一点ですね。まずそれから。

- 委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

- 保健福祉課長（松見課長） 私どもが今回示させていただいたのは、基本協定書案でございます。従いまして、本委員会で意見を出された内容をですね、できるだけ加味出来るような形でまとめて行きたいと考えているところでございます。

- 委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

- 室崎委員 資料の話なので、これはここまでにします。それから、先程この膨大なのを短時間の中で説明されるので大変に苦勞なさったと思いますが、非常に要領よく説明していただいたんですが、1枚紙の資料3を別にして言いますとね、この三つの資料の構成

というのは、指定管理者になっていただいた方には、こういうことをやって欲しいんだというのが選定要綱の中に書かれているわけですね。そして、はい私やりますよと、こういうふうにやりますというのが指定申請書なんですね。そして、その両方を摺り合わせてというか、ぶつけ合って、こういうふうにやりましょうとやるのが基本協定書と思われるんですが、構造はそれで良いんですね。

●委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 資料1、それから資料2、資料4の関係については、そのように捉えていただいて結構でございます。

●委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 この資料に関してですが、先程その内容を掻い摘まんでご説明いただきました。それで、こういうふうにして欲しい、こういうふうに行います。それでそれが表裏一体になって、こうしようということですが、現在町が事業者として行っているものですね。先程資料2の説明の時に、これは町の規則にある、これは要綱にない、これは条例にあると、色んな説明を付けながらやっていましたが、指定管理者に手を挙げた団体は事細かに、町なら要綱というんでしょうけれども規程と書いていますね。これはですね、現在町が事業者として行っているところと、何処が同じで何処が違うのか、やりましょうと言っていることですね。此処と此処と此処は変わるんですというようなものをですね、掻い摘まんで言っただけだと立体的に見えるんですよ。それが大変失礼だが平板に説明をいただいたんで、ページを追いかけていくのがやっとだったので、その辺りをもう少し説明をしていただくとありがたい。

●委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 先程、そのように実は説明させていただこうかなと思ったんですけども、時間も押し迫っているような関係もあってですね、省略してしましまして大変申し訳ございません。

また資料に戻っていただいてご覧いただきたいんですが、資料その2の179ページをご覧いただきたいと思います。これは指定通所介護事業所、これは在宅老人デイサービスの事業所と捉えていただきます。これを提出するに当り、私どもは条例・規則・要綱等を摺り合わせさせていただきました。179ページには人数とかが入っている部分があります、第4条に、ここら辺については町の規定にはないですとか、人数まで謳っている部分はないですとか、そういった部分を除いて、ほぼ町の規定と同様となっております。

ただ、180ページですね、ここに印字誤りがあるんですけども、第5条ですね。ここで訂正ということになるのか、印字誤りですが、第5条で(1)営業日は毎週日曜日から土曜日と、つまり毎日やるという表記なんですけれども、済みません、これは日曜日

ではなく月曜日ということで、これも町と同じなんです。ただ、その下の営業時間ですが午前7時から午後7時、こういった数字的なものの違いが社協の考え方で表わされておりますが、その他についてはほぼ町が考えている、或いは規定されている内容通りだと確認しております。

次の183ページ、これも要綱として町が定めていない。これは訪問入浴介護ですからデイサービスに付随する訪問入浴介護。ここら辺は町はないのでありますけれども、ほぼ時間等、そういうものを除き現行でやっている通りなのかなと捉えております。

次187ページ、これは指定短期入所生活介護、いわゆるショートステイであります。これも同じく町には規定がないですけれども、人数とかそういったところを除いて、考え方と言いますか、それらは町がやっている様とほぼ同じと捉えてございます。

それから193ページ、これは表現をちょっと変える必要があるのです。例えば、設置の目的、社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会が設置すると書かれておりますけれども、これは運営すると直す必要があると思います。というのは、これは指定介護老人福祉施設でありますので、老人ホームの運営規程であります。これは町には要綱としてはないのでありますけれども、町が今、総合振興局に指定の変更申請を出すんですけれども、これはあくまでも町が設置者でありますので、まず町が示したものを以て社会福祉協議会に改めて作ってもらうと、そういう観点で、これは全面的に、人数は別ですけれども、町の考え方を以て作る部分でございまして。これは今日現在、社協が作ってきた内容で出ていますけれども、更にこれが町が作ったものとして精査してまいります。内容については、ほぼ町がやっているのと同じ形になっております。

それから199ページ、これはユニット型地域密着型特別養護老人ホームですから、これも同じく町がこの4月から、従来は今までの旧老人ホームとしてあるんですけれども、4月からは別なユニット型の地域密着型として新しく申請をし直します。特別養護老人ホームですので、あくまでも町が指定申請するものに使います。ですから町が主体的にこれを作って、社協にそれを利用してもらうという形になります。ですからこれは町の考え方を示す内容になると思います。

次に205ページであります。これは障害者の日常生活・社会生活ですから、障害福祉サービスの心和園の短期入所であります。短期入所の部分は町が訓令で、いわゆる規程があります。この内容と同じくになっております、人数以外除いてですね同じくになっております。ただ、これはですね、モデル要綱等からも引っ張ってきているようで、障害児が入っていて、ここは障害児は削除し、現在の障害福祉サービスは対象者に難病患者も含まれておりますので、難病患者を加えることによって町と同様な規程になります。

それから211ページ、これは特別養護老人ホーム心和園の管理規程、町には規則として存在します。ですから、これを社会福祉協議会で規定する必要があるのかどうか、これについては現在再検討が必要かなと思っておりますが、記載されている内容はほぼ規則と同じ内容になっております。

215ページ、これは町立養護老人ホーム心和園の処務規程、町は訓令として持っております。これも町の変更申請に必要なものでありますけれども、社協は社協なりに持っても良いのかなと思います。これを見ますと、職ですね、これは大体町と同じような形になります。あとは命令系統だとか、それぞれの職員の役割と言うんでしょうか、こうい

うことが書いてある内容でございます。特段、特色のある内容ではないのかなと思っております。

219ページは、これは特別養護老人ホーム心和園の入居判定委員会設置要綱、これは町は訓令として持っております。これと全く同じく作っていただいております。ですから、町と同様な形で設置をしていただくという内容でございます。

221ページ、これは心和園の入居判定取扱規程案でございます。これも町は訓令で持ってます。従って、先程と同じく、町と同様な取扱規程として定めていただく内容となっております。

最後に厚岸町在宅老人デイサービスセンター処務規程、これはですね、町は要綱ではなく一部の部分で規則として定めている部分がございます。規則の部分は同じですが、済みませんページ数245ページ、最終ページです。

済みません、もう一つありました。243ページでした。これは厚岸町在宅老人デイサービスセンターの管理規程ですが、中をみるとですね、町の条例の内容と同じになっております。ですから、これはちょっと必要ないのかなと思っております。内容は現在の町の条例と同じ規定になっております。

245ページは、老人デイサービスセンターの処務規程であります。全てではないですが、一部は町の規則で定められている部分でありまして、これは社協がデイサービスの届出申請する必要ではない書類ではありますが、処務規程でありますので、一般的には町の考え方と同程度に考えて読ませていただきました。

以上でございます。

- 委員長（谷口委員） 他にございませんか。なければ、議案のほうの審査に入りたいと思いますけれど、よろしいでしょうか。

それでは順次、質問のある方からお願いをいたします。

6番、堀委員。

- 堀委員 項目があるので、先程委員長からあまり多くならないというお話もあったので、大変恐縮ですけれども、項目が多くて答弁も長くなると、私も最初のほうで何を聞いたか分からなくなってというのがあるかもしれませんので、また聞きすることがあってもご容赦願いたいと思います。

まず、資料のその1から入らせていただきたいと思います。説明資料その1は厚岸町老人福祉施設の公募によらない指定管理者の候補者の選定要項等ということで、先程12番委員さんのほうから、これについて厚岸町が相手方に対して行って欲しいというものを示すものということで説明があって、私もその通り理解しているんですけど。この中で何点かお聞きしたいんですけど、まず2ページの6番、管理運営に要する経費というところの2番についてはですね、心和園及びデイサービスに勤務している職員についてとあるんですけども、その2ページの下段のほうに「給料については平成26年3月31日現在それぞれの職員に支給される給料月額を下回らないものとし」ということで、毎年適正な昇級が行われるとなっているんですけども、括弧の中には社会福祉協議会が定める嘱託職員給料表の最高号俸を超える場合には最高号俸だとしてまして、こ

ここで上限を設けているんですよね。今現在、厚岸町の心和園とデイサービスセンターで働いている職員の中で、最高号俸に近い若しくは既にもう超えてしまっている職員がいるのであれば、何人なのかということをお教えいただきたい。また、最高号俸についてはなくても、これは基準が難しいんですけれども、補助金を出すのが3年ということですから、3年以内には最高号俸に達してしまうような職員が何人いるのかということをお教えいただきたい思います。

続きまして、(4)修繕・改修等ですが、この中段には日常の管理業務で発生する軽微な修繕等に係る経費については指定管理者の負担としますと。その前には大規模なものでは厚岸町の負担とするとされているんですけれども、軽微と表現されています。軽微の範疇というものをどのように考えているのか、厚岸町でですね。千円・2千円のものなのか、10万円というものも軽微なのか、それを考えてどの様に相手方に伝えたのかということを確認をしたいと思います。

また、次の備品なんですけれども、備品の上段の2段目のですね、経年劣化等による多額な備品の更新に係る費用については厚岸町の負担としとって、これは別紙仕様書で定める通りということで、別紙仕様書が15ページ以降に付いているんですけれども、ここには一般備品としての品名や企画・仕様、数量というのがあるんですけれども、経年劣化という以上は、何年に購入して、何年経過しているかというものが分からなければですね、経年劣化をはっきりとすることが出来ないのではないかなど。それを明示しない理由というものを教えていただきたい。そして、経年劣化が何年と分かるのであれば教えていただきたいということでもあります。また、少額な備品の更新に係る費用及びなっていますが、この少額が幾らなのかということもしっかりと教えていただきたい。

6番では事故・火災等ですね。まずですね、地震等の天災、施設そのものの欠陥や地震等の天災によりといった時にはですね、厚岸町が負担をするよとって、それ以外のものについては2番や3番で相手方の負担ですよと。それに見合うだけの通常の損害賠償責任保険にはちゃんと入りなさいよとなっているんですけれども、ということは厚岸町においても相手方側の損害賠償保険というものを入りますよね。それとは別に厚岸町も管理委託しながらでも、厚岸町がもし何かあった時のためには保険に入る必要があるのかどうなのか、これについて教えていただきたいと思います。

7番です、行政財産の目的外使用となっています。デイサービスセンターや老人福祉心和園を目的外で使用するというものは、どういうものを想定してこれを明示しているのか教えていただきたい、そのように思います。

続きましては、9ページですね。仕様書というのがあるんですけれども、2番の施設の維持管理に関する業務となっております。この(1)の下段に清掃業務等、保安業務、保守点検業務等の標準的な内容は別紙1となっているんですけれども、別紙1を見た時にですね、別紙1はあくまでも業務しか書いていないんですよ。内容が全然分からない、1年間に何回やるのかとですね、そういうものが全然分からないんですけれども。そういうものを明示しない中で、どうして。法定点検が必要なものは法定でちゃんと回数が決まっているから良いんですけれども、それ以外のこれらの業務等について回数なども全然明示されていない中では、内容等が全然分からないと。そのような中で条件提示で良かったのか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

説明資料その1については、大体そのようなところです。今度は、その2に入らせていただきますが、よろしいでしょうか、長くて済みません。

その2に入らせていただきます。順を追っていきますけれども、21ページです。ここでは特別養護老人ホーム心和園と在宅老人デイサービスセンターの管理業務計画書があるんですけども、ここの各年度事業計画というものが載っている。その中で平成26年・27年・28年・29年・30年とあるんですけども、この中で気になったのが、平成27年にある栄養マネジメント加算算定届出というのがあります。平成28年には看取り介護加算算定届出というのがあります。これらをやることによって、今現在入所している方々の負担が増えるのではないかと思うんですけども、昨年12月の時には負担増になるようなものはないと言っている中で、これらについてはサービスを分けることが出来るのか、受けることが出来る人がいて、または受けない人がいるといった中で、サービスの取捨選択が出来るのかということも含めてお聞きしたい。もし、出来ないのであれば全体的に利用料が上がってしまうという話になってしまうので、それだと12月の説明とも若干違うのではないかと思うので、お聞きしたいと思います。

続きましてページの47です。説明資料その2は相手方から申請書として当然出されているものなので、相手方がこういうふうに、厚岸町が示したものに対して相手方である社会福祉協議会が、こういうふうにしますよということで出されていることを前段に置いておくんですが、47ページの中では苦情受け付け相談というのがあります。これを読んでいくと、町への報告というものがないんですね。苦情等があった時に町への報告というものがない。厚岸町のほうでの選定要項の中には、しっかりと報告をするようにと示しているんですけども、相手方の方では報告する気はないと取られるような申請書が上がって来ると。如何なものかなというので、お聞きしたいと思います。

続いては49ページですね。ここでは記述はないんですけども、職員の雇用及び研修の考え方となっているんですけども、職員の給与等についての記述というものがないんですよ。厚岸町で示した条件では、厚岸町ではこうしてくださいと言っているんですけども、相手方の方からはそれを受けてこういうふうにしますよと、こういうふうにしたんだというものが申請に上がって来ていないと思うんですね。何処にもないですよ。3年間は補助金を貰ってというのもないですし、先程言ったように嘱託職員の最高号級の云々の記述もない。そういう中で、敢えてこちらがこうにしたいと言っているんだけど、相手方はそれを全然考慮されていない申請書が上がっているのではないかなというので、お聞きしたいと思います。

要綱の中には事業報告を上げるようにということで、11ページにあるんですね。ただ、この申請書の中には何処にも事業報告というものが載ってきておりません。まして厚岸町は年度の1回、毎月の1回を報告しなさいと言っているんですけども、申請書にはまるっきりないと。じゃあ報告は一体どうするんだと、報告する気はハナからないのかという話になってしまうので、お聞きしたいと思います。

まだまだあります、大変申し訳ないんですけども。71ページから73ページですね、収支計算書が載っているんですけども、この中で心和園については単年度で約1,100万円。デイサービスについては140万円と、これは条件算定を若干良くしてということであまり当てにはならないんですけども、このように益金が出たときの取扱い、これ

についてどうするのか。町から今現在ですね、社会福祉協議会のほうには総務管理費なのかな、補助金が約3,000万円程いってますけれども、それらと相殺という話は出てくるのかどうなのか、それについて、これは申請書に関わらず町の考え方としてお聞きしたいと思います。

また、この収支計算書の中に管理運営費、デイサービスについては9,418万円、デイサービスについては1,639万円とあるんですけれども、この内訳が分からないんですよ、管理運営費の。何に幾ら使う、例えば先程言った業務の委託料で幾ら使うとかですね、光熱水費で幾ら使うのかとか、そういうものがない。ただ一発で管理運営費がドンと載ってくると。その様な中で、収支計算が出来るものなのかということが甚だ疑問に思うので、その様な申請しか上がってきていないのかということで、お聞きしたいと思います。

ページの199に飛ぶんですが、ここら辺は細かいことになるんですが、運営規程ということで課長から説明があったんですが、この規程の中に下線が引いてある部分が沢山あるんですよ。この下線は一体何なんだと、申請においてこの下線が必要なものなのかどうなのかというのをしっかり確認したいなと思います。

ページの219、厚岸町立特別養護老人ホーム心和園入居判定委員会設置要綱で、先程課長からも説明があったんですけれども、この中の第3条(11)が空欄になっているんですよ。(11)の空欄というものが何なのかと、これは何か見せていけないものをわざと空欄にして申請したのかと思うので、説明をお願いしたいと思います。

次の221ページには、心和園の入居判定の取扱規程というものがあるんですけれども、この中に委員の除外があるんですよ、第7条ですけれども、読み上げさせて貰いますが、「委員は、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、入居の判定に加わることができない。ただし、待機者の状況等について意見を述べることは差し支えない」となっていて、(1)です「待機者が、委員の属する居宅介護支援事業所のサービスを受けている場合」となっております。これを考えたときに、社会福祉協議会は当然居宅介護支援事業所でありますよね。ということは、社会福祉協議会の居宅介護支援事業所を受けている方が待機者である場合は、社協の職員達がこれらの判定会議に入ることが出来ないという取扱いになると思うんですけれども、それっておかしくないですかということです。厚岸町の規定を持って来て、厚岸町がこれを書いているのは良いですよ、厚岸町では居宅介護支援事業をやっていないんですから。でも社会福祉協議会がこれをやっているといった中では、自分達のサービスを受けている人が入ることが出来ない、そんな判定というものが成り立つわけでもないと思いますし。あくまでもこれは案です、その後で直すんだと言えればあれなんですけれども、ただ申請に当たってその位のチェックも出来ない団体なのかという疑問は甚だ残ってしまうと、私だと思います。

221ページまでいきましたね、その2について最後なんですけれども、社会福祉協議会の職員構成といった中で、当然職員の数が、これをもし受けた段階で増えますよね。そうした時に障害者の雇用率、法定の雇用率を満たすようになっているのかどうなのか、職員の数が増えたときに。社会福祉協議会という社会的な義務の沢山持っている所が、きちんと予めその様な法令の認識を持った中で、障害者雇用率というものをクリア出来ているのかどうなのか、出来る見込みがあるのかというものを教えていただきたいと思

います。

その3についてはありません。字句が、算入が違うと思っただけなんですけど、それについては良いんですけども。

その4ですね。その4の第15条、管理物件の更新・修繕及び改造等の2には「当該管理物件の弁償及び修繕又は当該管理物件と同等の機能及び価値を有するもの」となっていますが、これは何時時点の同等の機能及び価値なのかと。購入時なのか又は経年劣化中での、その時の価値なのかということが明示されていないと、そういった中では明示する必要があるのではないのかということで質問をいたします。

次の5ページで、先程課長が18条の5で、乙は介護保険サービスの質の確保のためということでやられているんですけども、情報の公表に努めなければならないと、あくまでも努力規定なんですよね。相手方がやらないと言ってしまうと、それまで。ただ、町の選定要綱の中ではしっかりとやりなさいと言っている、にも関わらず努力規定というのはないんじゃないかと。しっかりとこれは義務規定に変えるべきだと思います。

そして途中でも言ったんですけども、事業報告、20条ですね。相手方からの報告もない中では1年に1回だけの報告だけは出して来ているんですけども、少なくとも厚岸町は最初は月一の報告も求めていたはずなんです。月一の報告をしっかりと出す、ここには出しておく必要があるんじゃないかと。年度協定は年度協定として結ばれるもので、まだ案も示されていないので分からないんですけども、少なくとも今の段階では基本協定の中で月一の報告というものが必要だと思うので、私は質問をさせていただきます。

それと併せて報告なんですけれども、先程の入居者の判定委員会の中では、社会福祉協議会が四半期に一度入所判定会議というものを開くわけですよ。であれば、少なくとも年一と月一の他に、これらの入所判定が行われた内容等も、きちんと四半期毎の報告を受けるようにしたほうが良いんじゃないかと思っておりますので、これもこれから結ぶであろう協定書の中に入れるようにしなければということで、お聞きしたいと思っております。

あと心配されるのが、24条です。老人福祉施設職員移行補助金ということで、これは23条からきているんですけども、これは精算しないと。ただ、補助金の支給日にもよると思うんですけども、先に支給しておいて年度途中で職員が辞めた場合は、精算しないのであれば当然無駄な費用を支払ってしまう恐れが生じるといった中では、如何なものかと。少なくとも交付については、年度末ないしは精算をすとか、その様な形の中で協定は必要ではないかと思っております。

沢山言ってしまいましたけれど、よろしく願いいたします。

●委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 資料に戻ると時間がかかるものですから、聞かれたことにお答えに努めていきたいと思っております。

まず、1点目の給料の括弧の中ですね、社協の最高号俸に達する者でございますけれども、3名の方がいらっしゃいます。今後5年以内に最高号俸に達する方はいないと確認してございます。

修繕でございますけれども、軽微な範疇でございますけれども、これはまだ具体的な金額を決めておりません。決めた方が良いのかという話もしておりますけれども、そのラインは100万円と、このように考えておりますが、果たしてそれで良いのか、かえってそれが経営の圧迫の要因になるのかと、そういったことを考えたいと思っております。従って、金額を明示するかどうかについては、今具体的にお答えすることが出来ないと思っております。ただ、これまで他の施設も指定管理制度を取っておりますので、そこら辺も整合性が必要なのかなと思っておりますので、その辺の施設の取扱いも一緒に合せて検討しておりますので、出来れば同様な形で、同様な形と言いますか、100万円とかそういった辺りでどうかと。というのは、軽微な例えば90万とか、いわゆる100万をラインにしたときに90万とか95万はどうなのかということなんですよね。それを指定管理者が持ちなさいと、ということは金額が例えば、例えばですよ、95万であればいっそのこと105万だとか、そういう修繕も考えられてしまうわけですね。そういったことは拙いなということで、まずは修繕の内容とか、それから軽微なものまで例えば20万・30万・40万の辺りも町に一々予算を求めるとなると、町は議会の予算議決を受けなければなりませんので、そういう柔軟な対応が出来ないということがありますので、そこら辺もちょっと困ったものだなと思っております。金額を決めかねているということはそういった所がありますが、基本的には出来るだけ他の施設と均衡を逸しないような形で社協とは考えていきたい、町の予算もそのように対応せざるを得ないのかなと原課では考えております。

備品であります。確かに経年劣化でありますけれども、私達も備品台帳を付けておりますけれども、その状況が引き渡すときに、例えば通常新品よりも年数が経っているから半分の機能しかないとか、そういった観点ではなくてですね、仮に耐用年数が来ても使える物は使っている現状でありますので、ただ単に経年劣化で壊れたと思われる、そういう判断は私どもがしなければならないと思っております、町として。管理して預けっぱなしではなくてですね、入れ替える時には当然入れ替えの台帳とか修繕台帳を付けて貰うようにしてございますので、そんなところで対応したいと思っております。ただ、年式の明示ですね、これはご指摘の通り備考欄等に分かる物についてはきちんと、台帳からも推測がつかますので、分かる物は明示したほうが良いなと思っておりました。

それから町が保険に入る部分でありますけれども、建物の火災保険については、これは町でそのまま加入をいたします。

それから目的外の利用ですけれども、公の施設でありますから目的外では本来使う場合には、具体的には自動販売機であります。それから床屋さんですね。入居者が床屋まで行けないといったときに、便宜を図るために事業者側が施設の一室に場所を設ける。例えば会議室を床屋にするだとか、そんなことで利用のサービス向上に繋がると、こういった部分が目的外と私どもは考えております。今のところ具体的な話が出てきているのは、今設置しております自動販売機ですね、これについてでございます。

それから栄養マネジメントと看取り加算でありますけれども、これは前回の議会、これまでの説明ではサービスを向上するために必要な加算についてはあるんですという、その部分の料金は当然加算されるということでもあります。ただし、これについてはですね栄養マネジメント・看取り加算でありますので、利用する人だけが加算されるという

範疇からちょっと飛び越えて施設全体に係る恐れがあります。そういったことで、現状のまま負担を上げるということではなく、サービスの向上という観点からご理解をいただけないかなと思います。

それから苦情の町への情報が書かれていない部分ですけれども、これは書かれていないんですけれども、当然貫きます。どの様な形で貫うか、協定書に載せるべきなのかどうなのかについては検討させていただきたいなと思います。ただ、協定事項に入っても、それはよろしいのかなと思いますので、そういう方向で検討させていただきます。

それから雇用の関係ですね、研修の関係、町の条件が反映されていないということでもありますけれども、これらは予算の中で反映されているものと考えております。ただし、私どもは事業の円滑な移行のためにですね、今心和園で働いている人、或いはデイサービスで働いている人は当面は同じ業務ですね、同じ業務に配置をさせていただきたいとお願いをしております。これは口頭でその様に了解は取ってる、むしろ、そうさせていただかないと円滑な運営はスタートは出来ないだろうと事業者は言っておりますので、この辺は私どもは口頭では確認しておりますけれども、書面でどの様に証拠と言いますか、残すかについては検討をさせていただきたいと思います。

●委員長（谷口委員） 休憩します。

午後 1 時58分休憩

「給与に関してのものが何も書いていないと、研修等ではなくて、給与関係が何も約束されるものが向こうから上がってきていないよと質問したんですけれども、それについて答えていただきたいと思います。」の声あり。

午後 1 時58分再開

●委員長（谷口委員） 再開します。

保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 済みません、雇用と研修それに加えて給料ですね、毎年適切な昇級をすとか、それから現行の給料を下回らない給料を先ずは初年度に支給すると、そこから昇級がスタートするんだということも、これも口頭で確認しまして、収支計算の中でそれが反映されるものと考えております。これを申請書の中でどう取り扱うかについては、検討させていただきたいと思います。

それから収支の関係ですけれども、事業報告の関係ですね、収支の関係ですけれども益金処理であります。前回の話の中で8番議員から修繕の積立は出来ないのかということで、その時、私は承知していなかったものですから、その後社協にお聞きしたところ可能だということでもあります。備品の積立、退職手当引当金とかそういう益金を充てれるものについては、充てていくということでもあります。それから総務部門ですね、福祉センター内の総務部門と町補助金との相殺についてはですね、現在のところ考えておりま

せんが、総務部門に属する職員が今後この事業に関わっていくということが、現在進めて行きたいなということを知っています。そういう時にですね、本体補助金の見直しについては、ある程度、金額ではないですけども視野に入れているということではありますが、益金を相殺するという考え方は今のところ持っておりません。

それから下線の部分ですね、特に意味はございませんで、作成者がユニット部分を強調していると言いますか、その部分での意味でございませんで。ここは下線を消すという形になります、申し訳ございませんで。

それから219ページですね。219ページの空欄なんですけれども、これについてはね、ここは私どもまだ社協には確認してございませんでしたけれども、現在の町の規定では社会福祉協議会の評議員の方に代表者1名に入らせていただくことにしております。どの様に入るのかどうなのか後ほど確認いたしますけれども、町の規定ではその様になってございませんで。

それから委員の除外の関係なんですけれども、この条項はちょっと文書が読みにくいんですけれども、まず待機者が、厚生労働省が示された指針の中では委員会を設置しなさいというのはあるんですけれども、委員会の中でこういう委員は除外しなさいということまでは実は盛り込まれていないんです。この対応は公平な審査を行うために事業者が自ら考えたもので、これは町の規定と同じくなっているんですけど、町も実はこの様な文言になっているのを確認したんですけれども、居宅介護支援事業所というのは、今社会福祉協議会の中に、事務室の中に4名の机がある、此処の部分指すんであります。その様に捉えていただきたいなと思います。従いまして、そこに属する委員と私どもが考えているのは、当然そこのケアマネージャー4名と、今回課長を置くようです其処に、課長と事務局長ですね。これは、この規程からすると外すべきだと、つまり心和園に勤務する職員は社協の職員ではあるんですけれども、居宅介護支援事業所の職員でないんですと、その様に捉えていただきたいわけですね。これは何故そうするかというと、社協のケアマネージャーが自らのお客さん、利用者を心和園を優先的に判定されることを誘導することを避けるための除外なんです。ですから同じ社協の中ではないかとなるかもしれませんが、この文書の範疇では、あくまでも現実にケアマネージャーを担当している人を除外、その上司を除外するんだと私どもは解釈しておりますので、ご理解をいただきたいなと思います。

それから障害者の雇用については、今確認しましたところ、一事業所の従業員数が50人とした場合、1人の雇用が必要となっております。このことについては、私ども、向こうの事務局サイドと障害者の雇用について、未だ具体的にどう達成するかというのは実は確認できておりませんで。このことについては、十分認識した中で今後の協定に結び付けていきたいなと考えます。その様に認識させていただきます。

それから備品等の関係ですけども、機能の関係ですね、同等の機能でありますから、古い物と今の物では当然値段も違います。ただ、過去に購入した物を上回る物でないと中々業務に支障が出るような物、特にそういった物については、同等以上の物というのは業務担当者は分かると思うんですけども、全てについて同等以上の物がどのように確認出来るのかというのは、実は話を聞いていて私は難しい部分があるのかなと思います。ですから、現在もつ機能であってですね、もしその機能をフルに使っていない、そ

の機能が不要でないとすればですね、そこは同等以上の物とどう捉えるのかという部分もありますので、その様に表記はしておりますけれども、基本ラインは業務に支障のないような形で同等以上の物を揃えましょうねという話になるのかな。ただ、そういう物については、勝手に新しく入れ替えるとかではなくて、壊れた物は町は当然そのまま置いておくのではなくて、廃棄処分だとか、使用しなくなった物をどうするかという処分伺いをしないとなりませんので、勝手に投げられたら困るわけでございます。そういった現場のやり取りの中で、そういった同等以上の物を確認していきたいと思います。

それから情報の公表に努めるでありますけれども、義務とすべきというご意見をいただきました。これについては検討させていただきましますけれど、事業者の意思ですね、こちら辺も確認しながら、そういった表現変更が出来るのかどうかを含めて検討をさせていただきたいと思います。

また、月毎の報告ですね。これは仕様には入っていて協定書には入っていないんですけれども、協定書まで入れ込むことがどうなのかという部分がありますけれども、月の報告というのは実は結構大変なものでありまして、はい分かりましたとぽっと出すようなものでは困るわけございまして、きちんと出して貰うためには、内容ですね、先程の入所判定の内容を含めて当然でございます。そんなことを含めて今後決めるんですけれども、協定書に入れる方向で整備をさせていただきます。

それから補助金の精算でありますけれども、ご指摘の通り実は退職した場合のことに、私達この段階で気が付きませんでした。それは是非検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

●委員長（谷口委員） 6番、堀委員。

●堀委員 管理運営費の内訳というものが示されていない中で、答弁の中で忘れたのであれば教えていただきたいと思います。

●委員長（谷口委員） 休憩します。

午後2時08分休憩

午後2時09分再開

●委員長（谷口委員） 再開します。

●堀委員 それで、最高号級に既に達してしまっている方が3人もいるんだということで、この3人の方々、あなたはもう昇級しませんよ、という条件は当然了解はしているんだと思うんですけれども、その様に納得されているのかどうか、これについて教えていただきたいと思います。

修繕や改修については100万といったことで、一つの線だと言っても、それを明示し

ることが出来ないんだと、先程課長のほうで色々と危惧される部分もあるということでは、なるほどなど。確かに見積で90万円のを105万円とか110万円に考えられてしまうのはいけないなと私も思ったんで。ただ、ある程度目処がなければ運用がどんどん幅広くなってしまう。例えば、これが経営の良い時であれば良いんですが、経営が悪くなっていった時には、この部分がどんどん条件が緩和されて、結果的には厚岸町の負担がどんどん増えてしまうということでは、条件の明示が必要ではなかったのかなと思います。

それらこれらを厚岸町としてはこの様にして貰いたいとってですね、社会福祉協議会ではこれを受けてこういうふうにといったんですけれども、ただ、どうしても気になるのが苦情の処理なんですよね。苦情の処理については載せたいではなく、厚岸町は既に要綱の中の仕様書にはきちんと厚岸町に報告をしなさいよと、利用者の要望・苦情処理は27ページにもあるんですが遅滞なく厚岸町に報告することと、これが条件なんですから、条件を満たして貰うところに指定管理をしなければいけないと私は思います。これについては守って貰わなければならないことです、と私は思います。

あと一つ聞き忘れていたことがあったんですけれども、資料の2の219ページですが、(11)の空欄の部分しか聞かなかったんですけれども、組織なんですよね。事務局長、施設長、管理運営課長等々とあってですね、これらについては関係者以外の者を入れた中で入所判定委員をやるようになってるんですけれども、ここに明示されている人はみんな関係者ではないかと私だと思ってしまうんですよね。保健福祉課長、あなたも当然、社協の評議員となっておりますよね。どこまでが関係者でどこまでが関係者でないのかという話になると思うんですけれども、少なくとも評議員として社会福祉協議会の運営等について意見を言う立場にある人、これもやはり関係者と見なすべきじゃないと思うんですよね。ましてや保健福祉課長は、社会福祉協議会へ補助金を出している主管の課長でもあります。そういう指導的立場、補助金を出している立場においては、この様なものには入らない方が良くと思いますが、これは案ですから今後の改定の中では変えるべきだと思います。

あと気になったのが、10番にある厚岸町民生委員児童委員協議会老人・障害者福祉部会長、この方が誰なのかが分からないんですけれども、例えば先程も言った通り評議員や理事であれば、やはりこの中には入るべきではないと私は思いますので、その辺の配慮というものを初めからやって、出来るだけ公正な入所判定委員会を設置し運営できるように、初めから疑義を持たれないような中で委員会が出来るような要綱なり取扱いが出来るように指導していくべきと思いますが、これらについてどうでしょうか。

それ以外については、先程課長から色々と説明があったので分かったんですけれども、ただ一番思うところでは、厚岸町でこうしてくれと言ったのに、向こうはいいやとそんなの無視して申請書が上がってきたので、それについては厚岸町では既に1月20日時点では承認しているんですよね。これだけ厚岸町で言ったことを網羅されていない申請書が上がってきたのに、承認をする指定管理者選定委員会が十分機能したのかと。ましてや選定委員会に載る前の書類審査の段階で、これは駄目だよこれは駄目だよと、先程言った後段の色々な取扱い、全て案と課長は言ってますけれども、向こう側から出てきた書類は案というものがないんです。向こうでは既に決まったものかもしれないと。理事

会にも諮って決まったものかもしれないといった中では、果たしてどうなのかと。今この様に議論をした中で、これはこうでないの、おかしいんじゃないのと言ってもですね、そんなものは理事会として決まっているから出来ないんだと言われる恐れがないものか。やはり申請者として十分な精査が必要だったのでないかと、私だと思っただけです。この点について、またこれが1月15日に上がって来て、1月20日の選定委員会での選定結果を出しているんですけども、その様な僅か5日間、実際には土曜日曜も含まれていますから時間的には2日間あるのかどうかということでは、書類審査そして選定委員会が十分に機能して吟味され、そして聞きたいことを相手方に聞いた中で合否の判定がされたのかと。そこが一番、私は心配だと思うんです。合格がありきで出てきたからこれでOKとなってしまうのではないかと。それがなければ少なくとも私が質問した半分くらいは無くてもいいはずの質問だったと思いますが、選考過程というものが非常に曖昧だったのかなと思うんですが、その点についてもどうでしょうか。

●委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 給料の最高号俸を超える方々3名でございますけれども、規定上自己都合退職と言うんでしょうか、退職手当組合条例に基づく退職に当てはめると、自己都合退職という形になってしまうわけでありまして。そうした場合にはですね、現在35万・36万貰っている給料は、私どもは社協のほうに支給していただきたいというお願いをしてくれているということ、これまでの議会で説明をさせていただきました。今般、正式な申請書の提出を要請する前に再度確認をさせていただきましたところ、私がこれまで議会等で説明してきた内容の内、唯一この部分だけは社協としては他の職員との均衡を欠き、職員の労働意欲の低下にも繋がるということで、なんとか町のほうで解決を考えてくれないかということで、但しどの様な形にしても無条件での職員の受入れに加えて、社協の最高号俸は支給するという話の元で、再度該当する3人の方々にそういう条件変更が出てきているということを一度お返ししました。その際に、ただ単に条件がなくなって、職員に対して不利にならない措置がありませんので、私どもとしては勧奨退職扱い、勧奨退職扱いというのは定年前に早期退職する場合に退職手当支給割合を一定程度加算して退職出来る、勧奨を受けた退職であります。この措置を適用したとして退職手当を算定したところ、本来受けている36万・37万から社協の最高号俸は約33万円代か34万円なんですけれども、その差額が今後8年間或いは9年間町にいれば勤務出来た、その時の損失額にほぼ匹敵する500万・600万の額にですね、退職手当優遇、勧奨手当の追加分が相当することが分かりました。それで勧奨扱い、更に、当初は勧奨扱いの場合は社協の採用試験に応募して、社協と自ら処遇を契約として行うということでありましたけれども、そうではなくて、最高号俸ということでの話ですということとさせていただきますところ、全ての方にご了承を納得していただいたものと私は判断しており、この方たちは社協への就職希望ということで社会福祉協議会のほうへ履歴書を提出し、社会福祉協議会の職員による面談等も行ったということでございます。

修繕の目処なんですけれども、これはやはり最初が肝心だと思います。額は決められないにしてもですね、役場のこれまでの各課の取扱いを具体的に理解していただいた中

です、そういう金額を表示するかどうかは分かりませんが、そういう難しさがあるという中で、慎重に話をしていきたいなと思います。

管理運営費でありますけれども、先程の答弁漏れでありましたが、現在、心和園で平成24年と25年の管理運営費がほぼ同様な額なんです。それで具体的なやり方、どうすればその様に経費がかかるのか、かからないのかというのは、実は9,400万ですね、それからデイの1,600万、ここら辺の積み上げというのは正直やっておりませんで、私どもが示した心和園でいきます、まず平成25年度の3月補正で考えている金額が8,920万円。これにですね来年5パーセントから8パーセントに消費税が増額するということがあり、254万円程度消費税増分としてみられている。そして更に、来年度から電気料が上がるということで、135万円程度増額が見込まれている。更に、町の介護保険事業のコンピュータシステムと社会福祉協議会で使っているコンピュータシステムが違うものですから、それを入れ替えるためのコンピュータ追加導入等として108万円、これを追加し9,418万円と、その様に見積もられているということでもあります。それからデイサービスなんですけれども、これもやはり24年と25年、ほぼ同じような管理運営費がかかっておりますので、これも細かな積み上げではなくて平成25年度の3月補正後の額に消費税分45万円程度、それから電気料が23万円程度、これを合せて1,939万と見積もりしたという内容でございます。

苦情の処理でございますけれども、苦情の処理は苦情を申し立てた人が、社協では苦情解決委員会制度を作っております、そういう第三者、社協の職員ではない方に委嘱をして、その人に福祉センターに来ていただいて、確か3名程度だったと思います、いわゆる社協に属さない人ですね、その人に依頼をしていて、申し出者からそういう機関に苦情の解決を依頼する意思を示された場合にのみ、委員会で対応すると聞いております。したがって、社協内部で苦情の大小ではなく第三者を交えた解決を望む場合については、当然これは私ども知らなければならないものだと思っておりますので、きちんと何かかにかの形で、協定ですね、その中で考えるべきだなと思いましたが、ただ、苦情申し立て者が第三者委員会に苦情解決を望まない小さな苦情だとか、その取扱いについてはどうなのか、それも当然苦情ですから入るべきだとは思いますが、範囲も含めて考えさせていただきたいと思っております。私は当然報告は受けるべきものということでのご答弁をさせていただいております。

それから入所の委員会、今度は保健福祉課がこの老人福祉施設の所管課、これは従来とは変らないんですけれども、そこに一定の補助金を交付するという立場になりますので、立場上ちょっと、仰る通り考えなければならないと思いましたが、この辺は社協と検討させていただいて、町の考え方を示した中でまとめさせていただきたいと思っております。

なお、これら全ての規程については、現在のところ案という確認を取っております。なお、今後社協においては指定がされた可決後にですね、理事会を開いて定款変更の関係を進めなければなりません。この中でですね、そういった規程等の整備が図られるものと聞いておりますので、ご理解いただきたいと思います。

それから民生委員協議会の方ですね、その方、もしかしたら社協の評議員であるかもしれませぬ。今、ちょっと私顔を浮かべているんですけれども、確か評議委員会に来て

いるような人でございましたので、ここら辺も合せて漏れなく検討させていただきたいと思えます。委員の仰る趣旨を生かした更正の検討をさせていただきたいと思えます。

それから審査でございますけれども、15日に受け取って私ども1日間、16日に社協と色んな細かなこと、これまでの条件整備で示したことなども確認してですね、全て口頭で確認しているということで、前提でもってですね、17日の審査に挑んでおります。今ご指摘をされた漏れた部分については、そういった中で審査会ではご了承いただいたということでございます。ご理解いただきたいと思います。

それから審査の内容、審査方法等が曖昧ではないかということでありました。私どもとしては詳細に、特に前段の運営の部分に関しては細かく見てですね、委員の意見をいただいて審査したつもりでございます。全員が、町職員が審査委員ではありましたが、保健福祉課ばかりではなく幅広い、規程でメンバーも決まっておりますけれども、規程に基づいた委員会として審議した結果でございますので、そういう内容でございます。

●委員長（谷口委員） 6番、堀委員。

●堀委員 ここら辺で止めます、終わるんですけども、まず職員給与、言葉が悪ければ騙し討ちみたいになってしまったという話ですよ。最終的には貰えるお金さえですね、確保してやれば納得しろよということでの勧奨退職をするようにして、尚且つというもののの中でですよ。本当に初めに言っていたのとは全く変わってしまったのではと思う。その3名の方々は泣く泣く、もう12月の段階では指定管理にするんだという中で条例が可決された後での話でしょうから、泣く泣く納得したのかもしれないということでは、その方々の心情は察して余りあると私は思いますが、どうなのかなと私だと思っておりますよ。お金さえ、生涯賃金さえ確保してやれば文句を言うなというのであれば、余りにも人情味とは余り使いたくないですけども、人間味のない行政運営ではないのかと私は思うんですよ。

それとですね管理運営費です。厚岸町が24年・25年度の直近の予算の中での歳出、それでしか見てなくて本当に大丈夫なのと私は思うんですよ。例えば厚岸町だからこそ金額が低減出来るものが沢山あるはずなんです。例えば法定の管理業務だって厚岸町は全部一括でやっておりますよね。また、物品の購入とかもそうですし、色々な契約関係は、全て沢山のものを一括でやることによってですね、少しでも管理費の低減というものを今までかかってやってきたと。それは厚岸町自体が財政的にも厳しかったからそのようにやってきたんですけども、それを民間がいきなりボンとやった時に、厚岸町がやった契約金額はこれでしょうということで、福祉協議会が新たに契約を結ぶような時にですね、その金額を押し付けるようなことになるのかと心配するんですよ。もっと管理運営経費の内訳をしっかりと出すべきだし、それを求めるべきだったのではないですか。それを求めないで、ただ単に厚岸町で出していた予算とほぼ同額だから良いんだというのは余りにも乱暴だと、これで承認なんて出来るわけがないと私は思うんですけども。それについては甚だ心配だし、この様に今現在収支計算が出されている、これがどんどん益金が出るものであれば良いのかもしれないけれども、果たしてどうなの

かと甚だ疑問に思わなければならない。赤字をいっぱい出すようになって、今厚岸町も人件費を含めると6,000万円程の心和園でいうと赤字を出しているといったことでは、にっちもさっちも行かなくなって管理運営費の補助金を出してくれというものが、目に見える気がするんですよ。

今ですね、ここでですね、誰に約束というものでもないと思うんですけども、少なくとも当初から予定されていた通りに介護補助金等での収支均衡というものが今後も図られて、厚岸町からは通常の社会福祉協議会に出している3,000万円程の補助金以外はですね、人件費についての補助金は3年で終わるのであれなんですけども、それ以外のものは出さない、これを町民に高らかにしっかりと宣言して貰いたいと思うんですよ。町長、如何ですか、最後の点については。

●委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 給与についてお聞きされましたけれども、本来貰えるはずだったのになんとなくそれを隠した中でやり取りをしたのではないのかと言われましたけれども、私は職員の皆さんには勸奨退職制度の趣旨というものをご説明させていただきました。つまり、早期退職ということになるわけですから、そのための退職金の上乗せであります。これは通常退職組合に掛けている掛金では足りなくてですね、別途町が負担をしなければならないということで、町議会に予算の議決をいただかないとですね、それを退職組合に納められないという内容。こういう優遇制度を受けた場合にはですね、更に現在の給料を補償して社会福祉協議会の職員になるということはダブルでの優遇ですから、こういったことは私は町民には理解されないのではないかな、どうして公務員だけその様な特典が掲げなければならないのかということになると、私は考えてますよと。逆に両方を受けて社協に行くと、虐めということが発生し居づらくなると、実はそういうこともお話をさせていただきました。退職後はですね、普通退職でありますと現在の給料38万を補償した形で3年間はいくということでありましたが、その後も社協の成績が良ければずっと生涯38万とか、そういうことでお話をしていきますよということですから、ただ、そうは言えですね、成績が悪くなると給料も下がることもありますということは言っておりましたけれども、そういった中で選択をしていただいた。それが条件的に合わなくなってですね、勸奨退職扱いをしなければ生涯給与に損失が出ますので、これは何としてでもですね、尚且つ最高号俸を補償するということを加えた退職手当組合負担金の追加ですね、これは将来出てくるんですけども、そういったことを加味して私ども町議会の皆様にご理解をお願いして行かなければならないなと思ったわけでございます。最初からそういう条件でいくと、働く職員の居づらさですとか、処遇面は良くてそういったマイナス分もあるんだということをご理解いただければなど。決してですね、それらを隠して私ども進めたことではございません。ご理解をいただきたいと思っております。

管理運営費の関係でご指摘をいただきました。これを具体的に一つひとつ出してくれというのは、相当、出されてもらっても曖昧なものなんでございます。ですから、メンテナンス関係は一括契約しておりますけれども、メンテナンス関係は大きな金額ではな

いんですよ、大きな金額ではないんです。年間100万とか200万ですよ。これらが一括契約でないとすれば、その金額がどう跳ね返るのかというのは、この収支計算には大きな影響は私が出ないと判断をさせていただいているところでございます。それでは逆に一括でやったからこうなっているんだよという金額の押し付けですか、これは向こうも当然今度は一括契約から外れるという理解の基で進めますけれど、当然そのことも考えていただきながら出して貰った収支計算書でございます。その辺も含めて審査しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

私のほうからは、以上で終わらせていただきたいと思います。

●委員長（谷口委員） 堀委員、よろしいですか。

〔「将来的な負担のあり方について、最後に質問させて
いただいたんですけども、町長」の声あり〕

●委員長（谷口委員） 答弁漏れがあるそうです。

副町長。

●副町長（大沼副町長） 指定管理者にこの両施設をお願いすると。それで指定管理者制度を導入する理由、これは12月議会でも今議会の提案理由の説明でも申し上げましたが、二つあります。一つは、現在行っているサービスを低下させるのではなく向上に繋げるということが一点。もう一点は、財政的な軽減を図るという、この二つ大きな指定管理者制度の導入の大きな目的があります。その大きな二つの目的をきちんと果たしていただく、そういう経営努力を相手方にもきちんと求めていただいて、最善の結果を出していただくようお願いをし、更にそれについて議会の関与もしていただきながら、その運営を見守っていきたいと考えております。今の段階で一切の町からのこれ以上の負担はないということは、直ちにその答弁が出来ないということをご理解いただきたいと思います。可能な限り経営努力に努めていただいて、この収支計画書、心和園で言いますと1,000万円程の黒字ということに計画はなされておりますけれども、これも先程担当課長から答弁させていただきました通り、将来の職員のベースアップ、更にはその中の運営の改善等にこの益金を利用していくということは、社会福祉協議会としては当然やらなければならないことでありますので、この計画がきちんと果たしていただくように、我々も関与をしていきたいと考えております。

●委員長（谷口委員） 3番、石澤委員。

●石澤委員 今回の指定管理のことなんですけれど、署名をずっと続けていく中で色々な方達から思いとか、それから自分達が出来ないので、声を上げられないので署名なら何とか頑張るってあげるというような、利用者の家族の方が200筆を集めたとか、そういう色々な、黙っていられないと、厚岸町の心和園に対する信頼度と言うのかな、それから将来は息子の世話にならないで心和園で自分達もやって貰いたいという一人暮らしの人

達、それから今の心和園の素晴らしさを入っている人から聞いたりして、それですと町でやって欲しいと、私らが考えている以上に心和園に対する思いと言いますか、町民の思い、それが凄く深いですよ。そして是非これはなくして欲しくないという願いが凄く沢山出てきたんですよ。

それで一番心配しているのは、これから介護保険制度がどんどん変わってきてますよね。そうすると色々な意味で訪問通所看護が使えない部分とか、それから要介護3以上に限定するとか、色々な問題が出てくると指定管理者で社会福祉協議会に移った時に、やっていけるのかという不安が実際にあると思うんですよ。それに対して町として指定管理料ときちんと、それを補填してやれるものも今聞いていたら、それ程、先ずは経営努力と言ってましたけれども、この制度がこれだけ変わって来る中で本当にやっていけるのかね。

それからもう一つは、今、心和園の職員の給与の問題が出ていましたけれども、本来なら継続して働いていけば当然あるべき年次有給休暇は、これからどうなるんですか。

それから今回ね、町の都合で辞めさせるんですよ。自己退職扱いになってますけど、本来ならずとそのまま町の職員として働けるはずだったものが、町の都合で辞めさせるんですよ。それをこれからどの様に補償していくんですか。まずそのことについて教えてください。

●委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 年休につきましては事業所が変わりますので、法的な年休の引継ぎというのが社会福祉協議会で持っておりませんので、新たな新規採用という形で年休付与になります。ただ、これまでの皆さんの年休の利用状況をお聞きしますとですね、直ちに年休の利用に大きな影響が出るのか具体的に聞きましたけれど、大丈夫かなと。一部不安のある人はいるかもしれませんが、一般的に社会に出て年休を付与されるという形になります。

それから町の都合で、これ私の答弁……。私ども、職員と接してお話をさせていただいた時に、町としては正職員につきましては何とか町の人事異動の中で、職場転換の中でですね、配属先を決めなければならないと考えたけれども、介護員の方々が心和園・デイサービスでない介護員の資格を生かせる場所ですね、直ちに不足している部分はないんですよということなんですね。ですから、町職員として身分を当然残せるわけなんです、その場合については、今回は介護職を生かせる場所がないので一般事務職で考えをいただきたいということで、町職員としての身分保有の話させていただきました。それが中で事務員として残りたいという人もおりました。或いは、私には事務員は適さない、このまま介護の仕事が出来るのであれば社会福祉協議会に採用して貰いたいという人もおりました。その様に選択をしていただいたということでございます。嘱託職員につきましては1年雇用と考えておりますので、町の人事異動の中での身分保有ということは、お話をさせていただいておりません。

以上でございます。

●委員長（谷口委員） 3番、石澤委員。

●石澤委員 短期間に今回職員の方、短期間に決められて説明を受けて、或る意味、社会福祉協議会に移らなければもうないような二者選択ですよ。そんな中で、自分達の色々な思いなんかも出していったんではないかな。説明を受けた後に職員の雰囲気はザワザワと変っていったという話も聞いています。今の人達にとって働くという、専門職ですよ、職員の人達にとっては。嘱託職員の方もそうです。専門職として心和園に介護職員として入ったんですよ。その人達はそのつもりでずっとやって来ていると思うんですよ、この形で。それを本当に町の都合で違う方向に向けてしまった。

それから赤字と言いますが、この中にあります、心和園の介護で十分満足しているし、これ以上のサービス向上は本当に出来るのか、民間になったら出なさいと言われるのではないかと、それから国民年金の人達が多いですよ、沢山いたんですよけれども、この方達が、もう自分達は心和園に入れないのかと言う方もいらっしゃいましたよ。料金はどうなるのか、凄く心配していますよね。だから、そういうことに対して町としてきちんと心和園が社協に移った時に料金に関しても、既定の料金があるかもしれませんが、ただそれをちゃんと今まで心和園でやってきた料金体系で、そのまま利用者がやっていけるという保障は出来るんですか。

●委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 自分の今働いている環境を変えなければならない、それを正職員であれば二者択一と言うんでしょうか、嘱託職員であればそこに行くか別な道に行くか、ということをお迫った短期間ではなかったかということでございます。私ども、これまでの職員が誇りを持って介護現場で働いているものと感じておりました。そういった中で何とか処遇面は落としたい、これは予算に関係しますので町議会の皆様にもご理解をいただかなければならない、そういったことをしなければならぬと思いました。これは職を失えば町外流出だとか、そういったことにもなりますので、町の経済への大きな影響を与えるものですから、何とか今と同じような待遇で社協で雇っていただけないかという話でずっと来ました。これをやらないとですね、今言ったように人材の流出、加えて経済への影響が出るわけですから、ここら辺は経営者が変わる、今まで通り介護の職が出来るということをお、何とか、そういう思いで選んで欲しいということをお申し上げました。仮にここを辞めて別な同じ介護現場に行くと、正直申し上げまして同じ給料は貰えません。特別な人は、エキスパートとかは引き抜きで有り得るかもしれませんが、現状ではないです、今の社会福祉協議会に行く条件の給与というものは。これを私どもは何とか皆様のご理解をいただいた中で、社協に運営をしていただきたいなど、それをずっとやってきました。

そういったことではなくですね、この際に丁度良かった私辞める、丁度転職も考えていたという方達もいました。介護の職に拘らない、まだ若いので違う道にも挑戦したいんだと、そんなことも仰っていました。ただ、その人は、そんなこと急に言われても違う道を選ぶのに困ると、そんなことはなかったんですよ、内面にはあったのかもしれない

せんけれども、私にはそういう訴えはなかったんですね。数名は、この機会に職を変え
るとい方はいらっしゃいましたけれども、幸いにもほとんどの方が今の仕事を続けたい
と言われましたので、ある程度処遇面は確保出来たのかなと思いますので、期間のこ
とについては遡るわけにいきません。そういったことで、私ども、大変職員には負担を
かけましたけど、考えてございます。

それから社会福祉施設でありますので、事業者の一方的な理由で出て行きなさいとか、
それは駄目なんです、法律違反となります。事業の停止どころではなく、取消しの要因
にもなります。

それから心和園に入れいいのか、先程来出ていた入居判定委員会、ここら辺の操作が
あったとすれば、それは大きなペナルティとなりますので、そういったことがないよう
に事業者は当然念頭に置きながら運営いたします。ですから、今と全く同じなんです。
出なさいとはなりません。それから心和園に入れないというのは、なりません。今と同
じ内容の制度下で動きますので、その様にご理解いただき、私どもも町民にその様に改
めて説明していきたいと思います。

料金が変らないのかということについては、これは介護保険上の料金であります、
事業者が個々にサービスの向上のために、先程申し上げた看取り加算であるとか、栄養
加算であるとか、そんなことはサービス向上のために出てきますけども、基本的にそれ
は町がやっても同じくその分加算になるわけでございます。社会福祉協議会だから上が
るということではありませんので、ご理解をいただきたいと思います。

●委員長（谷口委員） 3番、石澤委員。

●石澤委員 ここに家族の人からの声があります、入所者のね。「この12月の忙しい時に
急に説明会などふざけている」、それから「料金が高くなるのが不安」さっき言ってま
したね。それから「まだまだ集められるけど時間がない、悔しい」と言う人もいました。
民間になったらさっき言った通り「出なくてはいけないと言われるのでは」という心配。

そして今回、公立というのが介護保険の改悪の中で、公立を優先しなさいというのが
出て来てますよね。そうすると、公立優先となるとどういう形になるのか分からないん
ですけども、介護の公立とはどういうことなんでしょうかね。ということも政府のほ
うでは言ってます。そうすると、本当に経営が大変になってくると、やはり扱いやすい
人となる恐れもあるんじゃないかという気がするんですけども、そうすると本来の公
的な介護施設としての役割を果たさなくなってくるのではないかと、そんな感じがしま
す。そういうことも出てくると思うんですけども、その辺はどうなんでしょう。

それと、トラブルですよ。家族者・利用者にアンケートを年に1回アンケートを利用
すると言っていましたけど、このアンケートの他に、そこに入っている人達、それから
利用者とか、それから家族も含めて家族会というものを作るということは考えていな
いんでしょうか。

●委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 公立運営から民営による運営、心和園については設置者が厚岸町でございまして、それは変わりません。厚岸町に成り代わった立場で、社会福祉協議会に運営していただくことをお願いするものでございますので、社会福祉協議会がとったその行動については、町がとっているものと理解させていただいてですね、今後運営に当りますことをお願いいたしますので、ご理解をいただきたい思います。

なお、介護度の低い人を多くすると介護がし易くなって良いんでないかということでしたけれども、私は逆に考えております。介護度の高い人に沢山利用していただいて、良いケアをすることによってですね、他から評価され高い介護報酬が入ってくるわけです。介護度の低い人は介護報酬が低いのであります。ですから、同じ人員が必要であれば介護度の高いほうが運営的には楽なんでありまして、ましてや高い評価を受けるとすれば、低い人を優先的に入れるという行為は必然的になくなります。ですから、私は余りそのところは心配しておりませんので、ご理解いただきたいとしたいと思います。

なお、アンケート、この家族会でございますけれども、一般的に在宅の場合については、色々と家族会を結成している動きが町内でもあるんですけども、施設に家族会、これについて私、今まで気づきませんでしたので、社会福祉協議会がこのことを現在考えているのかどうか、私は承知していませんが、その様な意見があったということをお伝えして、今後の協議に当たっていきたくと思います。ただ、あくまでも家族会については、利用者自らが作るのか或いは事業者側が積極的に動くのか、それで大分運営も重みも違うんです、やることもですね。そんなことも勉強していただきながらですね、今言ったご意見を検討していただくように社会福祉協議会、そして私どもも勉強していきたいなと思います。

●委員長（谷口委員） 暫時休憩して、再開は3時25分といたします。

午後2時59分休憩

午後3時25分再開

●委員長（谷口委員） 再開いたします。

12番、室崎委員。

●室崎委員 まず、一番最初に大きな話からさせていただきますが、私どもがこうして議会で質問をする、そして町長をはじめ担当者が答える、質疑を行う。これは此処です、きちんとした議会という所で問題点を明確にして、町全体にとってどうなのかということの審議が行われているんだ、という町民の信頼に基づいて成り立っているわけですよ。その意味において、今回私は大変な衝撃を受けました。短期間で心和園・デイサービスに関してですね、指定管理者ということで社協に移さないでくれという署名が、短期間に1,700筆も集まったという事実に対して大変な衝撃を受けております。それで、どうしてかということになりますね。そうすると、考えられる、論理的に考えられるのは、一つは資料2に書いてある社会福祉協議会という団体は、厚岸町の地域福祉の担い

手として本町の福祉活動の中心的な役割を果たすことで、町民からも信頼されている、そういう団体であるというのは実は真っ赤な嘘で、全く信頼のない団体であるというのであれば、これも分かるんですね。でも、私は社会福祉協議会をその様には評価しておりません。ここに書いてある通りの団体だと思っております。そうすると何なのか。結局、何人もの議員が12月議会でも、また今回の議会でも指摘していたように、今回のものの進め方が非常に唐突である、町民の理解を得ようとする姿勢が見られない、数年前から何か物陰でゴソゴソと検討していたようだと、胡散臭いものを感じる、社協まで同じ穴の貉でないかというような不信感が町民の中に薄墨のように広がっている。それが今回の反対署名ということになって現れたのであるならば、大変不幸であります。12月議会でも今回の議会でも、今町が行っているのとレベルは落としませんということは、担当者は何遍も言ってますよね。議員の多くの方もそれを信用して可決したんだと、私は理解しております。その意味において、この議会での議論そのものが町民の信頼を失ってしまったのならば、どうなるんだろうという思いがあるのですが、今回この様な事象が起きたことについてどの様なお考えをお持ちなのか、ここで話をお聞かせいただきたい。

●委員長（谷口委員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えをさせていただきます。私どもといたしましては、指定管理者として最適任であるということで、社協にお願いしたところでございます。しかしながら、署名が集まったという中でですね、やはり社協というものに対して私どもは信頼していますが、町民側からすると社協の重要性というものが理解されていない点もあったのではなかろうか。

ご案内の通り、社協は昭和26年に設置をされておるわけでありまして、厚岸の福祉を、中核を守っている社協でございます。しかも又、昭和57年には法人化、福祉法人としての認可が取れたわけでありまして。しかも又、本来は福祉施策というのは町がやるべきことなんです。しかし、それを一方、委託という立場で担っていただいているのが社協であります。福祉の町、厚岸における役割は大きく、一方では果たしておるのが社協であるわけでありまして。そのように私は認識をいたしておるところでございまして、そういう中で社協に対する不安があったというお話であります。私といたしましては、社協の役割というものが未だ町民に浸透していない一部分があるのではなかろうかと、そういう考えを持ったわけでありまして。今後、社協とも連携を密にしながら、社協の重要性というものを考えながら、町民にもご理解をいただくように社協を含めて努力していかなければならない、そのように考えておる次第でございます。

●委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 討論会でないし、ここで町長とあまりやり合いたくないんですがね、私はそうは思いません。社協は十分に理解されていると思います。今回の拙速なやり方が、こういう不振を招いたんだというように、やはり町としては反省すべきであると、その様

に考えております。これ以上この点については言いません。それで、私は少なくとも議会の議論というものは、そういう背景を背負いながらきちんと議論をしていきたいと思っておりますので、二・三お聞かせをしていただきたいと思います。

まずですね、先程資料の説明をいただいた時に、資料1の選定基準は町の希望であると。そして資料2の申請書は社協の理念であると。そして協定書はそれによって作られていくものであるというお話をお伺いしました。それでお聞きしますが、今回の提案理由説明の時にも担当課長一段と声を張り上げて、第三者評価機関の導入というものを協定書に入れたんだということを仰ってくださいました。提唱した者としては大変ありがたいと思っております。ただですね、この第三者評価機関の導入規程というものには、社協の理念である申請書では何ら触れていないですよ。触れてますか、触れてるとしたらどこで触れているのか教えてください、私、見落としたのかもしれない。それで、これは協定書に書かれているんだけど、先程6番委員さんのほうからも確か指摘があったと思うんですがね、第三者評価機関の評価に関してですね、公表内容が義務になってないように読めるんですよ。この点についてはどうなのかということをお聞かせいただきたいと思いますわけでありまして。これについて、まずお聞かせいただきたいと思います。

●委員長（谷口委員） 暫時休憩します。

午後3時36分休憩

午後3時37分再開

●委員長（谷口委員） 再開します。

保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 第三者評価の評価を受けるということについてはですね、社協が提出した申請書の19ページの取組姿勢の中には特に取り扱ってはいないんですが、21ページの平成27年度の欄に心和園の部分しか書いていなかったんですけども、平成27年度の欄に外部評価の実施ということを入れていただいております。その前段に、26年度はまず外部評価、第三者評価の検討、受ける受検体制を整えようということで、27年度にということの計画で、47ページの(20)をご覧くださいと思うんですけども、①の部分で5行目に毎年と書かれているんですけども、このことできちんと社協には第三者委員会の評価を受けるということを考えていただいております。なお、この関係については社会福祉法にですね、福祉サービスの質の向上のための措置等、第78条に規定されておりまして、ここでは努めなければならないという立場に立って、措置を講ずることを努めなければならないということで、必ずしもその内容を公表すべきものという取り扱いにはなっておりません。

●委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 協定書というのは、社協と町で結ぶ協定ですよ。ここで公表するとは出来ないんですか。

●委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 質問の趣旨を勘違いいたしました。これについては、公表する様な形で協定の見直し、先程の6番委員からもその様なことがありましたので、その様に成案の時には書き換えると答弁しておきます。

●委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 提案理由説明の時に強調されていたので、それから話をしたんですが、もう一度仕組みそのものに戻ってお聞きいたしますが、12月の議会でお聞きした時に非常に法律が複雑な書き方をしてましてね、中々分かりづらい、私も言われた所を読んでみたけど良く分かんなかったというところがありました。それは指定管理を行った時に施設介護とですね、在宅介護で扱いが変わるんですね。施設介護の場合には事業者はそのまま厚岸町なんですね、何て言うのかな、代行させるような形になるんでしょうかね。言うなれば副代理みたいなものでしょうか、勿論内容は違いますけれどね。それから在宅であるデイサービス、これについては事業者が入れ替わるんですよ。片方は入れ替わりであり、片方は私が事業者なんだけれども実務は代わりにやっってくださいよというものを、指定管理という制度を使って行うんだという形でしたよね。

それで整理していただきたいのは、指定管理者指定申請書の後半にですね、先程色々のご説明いただいた運営規程とか色々出てきます。だけどこれはですね、簡単に言いますから、心和園と言いますね。心和園、今のユニットの部分も全部含めてですが、これに関しては厚岸町が事業者なんです。そうすると、それを社協が作る理由も権限もないものが沢山入っているんじゃないですか。厚岸町が事業者だったら厚岸町が作っておかなければならない、それで良いんだということになるんじゃないかと。それに基づいてですね、社協の中でその下部規程を作る分については、それは色々あると思うんですよ。職員の配置のことだとか、権限のことだとか、役割分担のことだとか。でも、ここでさっきから見てますとね、条例や規程で既にあるものと同じものを社協が作るといっている中にですね、事業者がいれば作っておかなければならないものが結構ありますよね。それについては厚岸町が事業者なんですから、厚岸町が作ってその通りにやって貰えば良いだけのことじゃないか、という部分が多々見られましたので、これについてはご検討いただきたいんですが、如何でしょうか。

●委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 私ども、社協と相談させていただく中で、話がちょっとずれますけれども、契約書も誰かが定めなければならないとなっております。この関係では契約者は双方ともですね、指定管理者が契約するとなります。ただ、何か違うのかなと、

特養は町が設置して町が事業者なんですから、私は町が契約するのかなと。でも、それは変だなという思いで、総合振興局に確認させていただきました。するとですね、結論として、契約は社協の会長の判でやるんですということです。それは良いんですけど、町がきちんと関与すべきものだというので、町の規程による契約書を社協に使う。そうすると町の関与は残るので、その様に取り扱いいただきたいというご指示をいただきました。私もそれが正しいのかなと判断をさせていただきました。その様な意味において、これらお示しした運営規程も、その様な観点にたつてですね、もう一度見直しをし必要な形で町が規定すべきもの、その辺については町が整理をして協定に挑みたいと思います。

●委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 それからですね、資料の1ですね、選定要綱等。ここには仕様書も入ってません。これらについては、もう決定しているものですよ。だから今、てにおはの話をしてもどうにもならないわけですね。ただ参考までに申し上げるけれども、介護保険法のほうから見ると色合いが違うんですよ。だけど仕様書を見ると全くと言って良いくらい同文言なんです。片方は事業者として残り、片方は事業者から外れるんだというのが、仕様書の中にも全然見えない。それから、勿論と言っては大変失礼だが、それと表裏一体であろう指定申請書の事業計画書の中にもそういうものは見えてこない。これはやはり協定書の中ですね、やはりきちんと考えていく必要があるのではないかと。それによって字句が変わるかどうかは分かりませんよ。だけど、そういう目でもう一遍見る必要があるんじゃないかと思いますが、如何でしょうか。

●委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 先の議会でのご意見をいただき、今またさらに、そのことについてですね、やはり協定書の中でその仕組みと言うんでしょうか、それが受託者側にも分かる文言が必要と今考えております。この様な形でデイと心和園は違うんだということが分かる協定書に、内容にしたいと思います。

●委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 この基本協定書、前もって資料で来まして見せていただきました。ここで強く感じたのはですね、施設の管理のことについては非常に良く書かれているんです。けれども、町民にとってはもっともっと大事だと言っては語弊がありますが、非常に大事な介護保険事業に関しては、この中にはほとんど書かれていないんです。それで良く読んだら、仕様書又は事業計画書に基づいたものでなければならないと書いてあるんですけども、基本協定書には仕様書も基本計画書も出てこないんですよ、中身が。これは別の文書を見ないと分からないんですね。言うなれば、法第何条に基づく条例第何条というような引用条文が沢山ある、税法なんかは多いですよ、そういう雰囲気のものに

なっている。これはやはり良くないんじゃないかと。それで、その仕様書や基本計画書についても、それはそれでやってしまったことだけど、今、多少直して協定をすることだって出来るんだという仰り方でしたから、別紙で結構ですから、その仕様書や協定書の様ないわゆる介護保険事業、これについてですね、やはり基本協定書に割印をかけて載せるべきだと思うんですよ。先程の説明を聞いていて、その理由が分かりましたので、それは味覚ターミナルをモデルにしたと仰ったですね。あそこで物販とか食堂とかは指定管理者としてやっているのではないんですよ、あれは。あれは味覚ターミナルの本業としてやっているわけですよ。だからその意味において、12月議会で私は同じ様なことを言ってるんだけど、モデルにならないんですよ。そこの所をきちんと補完していただきたいんですが、如何でしょうか。

●委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 再度改めてですね、その旨を整理して、今仰っていただいた別紙という形でですね、心和園・デイサービスで行われる介護保険事業、町が求める事の内容について、双方確認出来るようなものにしていきたいと思えます。

●委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 それからですね、厚岸町介護相談員派遣事業というのが訓令第37号ですね、平成14年のね、これで出てますよね。これは現在も続いているんでしょうか。

●委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 現在も引続き行わせていただいております。

●委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 今回頂いた四つの資料の中に、これが一言も出てきてないんですね。私の読み間違いでしたら指摘してください。

●委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） ご指摘の通り載っていないところがございます。

●委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 この介護相談員派遣事業、俗に相談員と言ってますよね。相談員の派遣事業はですね、施設から派遣してくださいという申し出がないと行けないんですよ、申請主義によっているわけです。これが指定管理者の申請書にも、それから基本協定書にも出

てこないとなると、今回この心和園なりデイサービスなり、これを指定管理者として受けた団体である社協は、申請を出す気がないと受け取られますね。そうすると、町が事業者でやっていた時に派遣出来た相談員は行けなくなるんですね。これはどうなんですか。

●委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） これまでの事前の打ち合わせの中では、相談員の派遣も当然行わせていただきますし、社協にも自ら受けていただくような姿勢を持って運営に当たっていただくようにお話をしております。

●委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 何でこんな事まで申し上げるかという、先程も言ったように、議会ってまともな議論をしてるのと、私、面と向かって言われたんです。これだけみんなが心配しているのに然したる議論もしないで、はいはいと言って賛成したんじゃないのと言われたんです。いやいやそうじゃありません、夜中の10時までやりました、それから何日かおいて又やりましたということは言いましたよ。それでも、そういうふうにする人は、それを聞いたからって即納得なんかしませんよね。そういう中で、今議論している。だから、こういうものについては、口で言った言わないではどうにもならないんですよ。やはり協定書にも、こういうものはきちんと盛り込むべきでしょう。

それから敢えて申し上げるが、この相談員の報告書。これ、この頃見た事がないんだけれども、出てるんですか。それから議会にそれは示されているんですか。

●委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） まず、協定書の更正、改めて整理する中で相談員派遣事業についての受検義務を盛り込ませていただきたいと思います。また、介護相談員の派遣報告書は毎年報告し、事業者関係にはお配りをして改善に努めておりますけれども、議員については定例的なお届けしていないことをございますので、改めて後日配付をさせていただきます。

●委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 時間も押し迫っているんで、これで最後にしたいんですが。実はですね、今色んな施設でですね、虐待というのが出てくるんですよ。もう本当に口にするのも嫌なんですよけれどもね。これがですね、最初は私もそんなイメージで見ていたんですが、施設の中には酷い施設がありますよね、現実的に。本当に金儲け施設だと言えないような。そういう所で酷いことが行われているよという話は何回も耳にしていますので、そういう特殊な問題かと思ってました。ところがですね、この道東地域でもそういうも

のが出て、そして話題になったり、それがそんなに酷い施設だとみんなが思っていないような、公立若しくは準公立の様な所でも現実に出てくるんですね。平成17年に略した言い方で言うと高齢者虐待防止法が制定されました。そして都道府県各地です、或いは大きな市などだと思います、町村でやっているとしたら凄く先進的な所なんです、この防止・予防の為のマニュアルだとか、或いは対応の為の手引きとか、そういうものを作ってますよね。

そしてこれは昨日調べたんですが、神奈川県の中で出てるのですが、ここです、本書が出来るまで作成の経緯と後に注釈が付いてました。そこで言ってるのはですね、現場の人それから行政の担当者、利用者、色んな人達が集まって手引きを作り出した。その時に、法律に規定される高齢者虐待に当たる行為の定義や判断が難しい。それで現場責任者や介護職員は、よく分からないということを皆さん口にするんだという言い方をしています。それと、そういう曖昧なもので通報すれと言っても出来るわけないですよという話になるらしい。これに対してですね、これを纏めている人の書き方はですね、高齢者虐待防止法の定義に収まらない行為について、防止対応の必要性がないということを示しているのではないんだと。それで結局のところ、広い意味で高齢者が他者から不適切な扱いにより権利・利益を侵害されたり、生命・健康・生活が損なわれるような状態におかれもの、そういうものを全部防ぐためにどうするかというのが、こういう手引きを作る意味なんだということを強く説得した、という意味のことが書いてありました。

それで今回ですね、この虐待に関してはこの申請書の中に一つ出てきてるんです。これを見ますとですね、資料2の56ページ、これはデイサービスの関係の所ですね。デイサービスセンター事業計画の4ページ目ですか、ここに高齢者虐待防止の話は出ております。ただどういう訳か、施設介護に関する所には触れてないんです。そして、高齢者に対する虐待は家庭や施設で身近な問題として存在しますと、家庭も施設も全部一緒にしてしまっているんです。確かに家庭にもあるんですよ。だけど、ここでこれを言うくらいならば、まず施設における問題を当事者としてどう考えるかということが、あつて然るべきなのに書いてないんですよ。大変悪く取れば、社協さん上手に体を躲したなどというように読めるわけですね、意地悪く取ればね。こういう問題に関して、町としては今後行っていく中で、少なくとも協定を結ぶという大変良いチャンスの中で、どの様にお考えなのか。そして又、社協は今非常に意地の悪い解釈をしましたけども、そういうことなのかそうでないのか。少なくとも色々話し合ってる中では、そんなのではないんだというのであれば、そのことを合せて教えていただきたい。

●委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 施設と通所の高齢者虐待の対応の範疇というのは、当然変わってくるんです。私ども、施設内だけの対応だけではなく、デイサービスについては家庭との連携も大切なものですから、そこら辺の捉えをきちんとしてるなど、デイのほうについては私捉えさせていただきました。ただし、老人ホームのほうについては高齢者虐待という言葉は出てこないのですが、一番注意すべき、50ページで施設が捉えていた

のはですね、2番の事故防止対策の具体的な取組みとしてですね、ここでは身体拘束廃止推進委員会を設置すると書かれております。ですから、委員が仰った内容よりも狭い範囲での取扱いかなと思う部分があるわけがございますけれども、身体拘束というのはどこまでが身体拘束なんだということについてはですね、やはりそれぞれ施設担当職員が研修していかないと非常に分からない状況もございます。まず施設内では絶対虐待を起ささないという高齢者虐待に求められているもの、それから高齢者の擁護者が高齢者に虐待をしない、二面性があるものがございます。そういった意味から、ここはきちんとしたものを町は求めますので、それらのことについて協定書の中で明記することで取組みのチェックが出来るのかなと思います。

●委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 恐らくここの話をするだろうなと思いながら聞いておりました。事故と虐待は違うんですよ。事故というのはね、例えば車いすに乗せようとして抱えた時に、担当者の手が滑ってドスンと落ちて圧迫骨折したとか、少なくとも過失くらいの所までですよ、事故というのは。本当に口にするのも嫌なんです、爪切りで指の先をバチバチ切ってた介護員の話がありました、この前も新聞に出ていましたよね。こんなものは事故ではないですよ。爪を切ってやろうと思って手が動いて、ちょっと深爪したというのは事故でしょう。でも意図的にやっているものは事故ではないんです、これは。事故の範疇に入れること自体が、ここで虐待は定義が難しく曖昧なものを通報することなんか出来ないと言っているところに、透けて見える対応そのものなんですよ。

だから、虐待に関してはやはり一項目をきちんと作って、そういうものが起こらないようにするにはどうしたら良いかということですね、やはりきちんとやっ行って行かなければならないです。これは、現れているものは、現象面は非常に唾棄すべきものですが、その根を探っていくと職場内のストレスであったり、或いは介護する人が疲れ切ったり、色んな問題が出てくる可能性があるわけですね。そういうものがない様に潰していくと、こういうものも、全く起きないとは言いませんけれども、ほとんど起きなくなると言われてますよね。そういうものについては、やはりきちんと一項目上げて、課長さんは家庭の問題も仰いました、全くその通りなんです、今それをやっている時間がありませんので、施設の中における閉鎖空間における虐待、これについてどの様にそういうものが、或いはその周辺がない様にしていくかということは、これもやはりきちんと今回の協定を結ぶに当たってですね、別項目を上げて結構です、別紙を作っても結構です、やはり進めていただきたいと思うんですが、如何でしょう。

●委員長（谷口委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） この対策としてですね、町のほうから社協、受託者側に虐待防止対応の第三者委員会の設置を求める様なことで、協議を進めさせていただきたいと思っております。加えてマニュアルの作成、これも求めていきですね、施設内で起こる虐待については身体拘束だけではないという捉えの中で、協議を進めさせていただきたいと

思います。

●委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 それについては意見が色々あるでしょうけれども、指定管理者というものを作って、直営から社協に変わろうとしています。そのことに対して感情論であろうとなかろうと、或いはよく知らないからだという評価が出来ようと出来まいと、今町民の中に非常に薄墨のように不安感や不信感が広がってます。これに対する対応は、勿論これから行われる社協での事業が、本当に良いねとみんなに評価される、これが根本です。でも、その前に今の段階ではですね、やはりレベルを落とさないで移行するんだと、そしてそのために担保するものとしては、こんなものもあるし、こんなものもあるんだと。だから、落としたいくても落とせないんだと言え、これは言い過ぎかもしれないが、落ちないんだということを町民に納得して貰わないとならない。そのための努力というのは非常に必要だと思います。その点について、最後にお答えいただきたい。

●委員長（谷口委員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。極めて重要な質問であります。確かにその通りであります。私どもといたしましても、今回提案しております指定問題につきましてもですね、やはり設置者は厚岸町の施設である。そのための公共性の担保を明確にしないとイケないと思っています。そのためには入所をされる方々が、安心して生活を送れるよう、行政サービスも含めて取組んで行かなければならない。そして直営よりは良くなったというような、これからの取組みにですね、我々は指定管理者に更にお願いをしていかなければならない、その様に考えておりますので、どうかご理解よろしくお願い申し上げたいと存じます。

●委員長（谷口委員） 暫時休憩します。副委員長と交替いたします。

午後 4 時08分休憩

午後 4 時09分再開

●副委員長（室崎委員） 再開いたします。

それでは、委員長の命によりまして、暫時委員長の職務を行いますので、よろしくお願いたします。審査を続けます。

10番。

●谷口委員 お伺いをいたしますけれど、資料のその2の中で、71ページ・73ページですか、ここで収支の計算書が出ております。今年度は経営がいくらか改善をしているという説明でありました、議員協議会を含めてね。そうは言っても、このままでは非常に経

営が困難であると言われているんですよね。今回この資料を見ますと、もう移行した途端に1,098万の黒字になって、デイサービスは140万も黒字になるという計画ですよね。この根拠は何だったのかということと、もう一つ、移行するに当たってはきちんと単年度の収支を見るだけではなくて、今後どういう計画で進めていくのか、二つの介護事業をね。

今度の通常国会で当然介護保険制度の見直し、これが行われますよね。そうすると、特別養護老人ホームは介護度の高い人、重度の人以外は入所出来なくなる。或いは、厚岸町で1・2の人が今どの位入所されているか忘れましたが、もし軽度の人がいれば、その人達にはその施設から退所していただくという方向ですよね。ただ、それは限定を付けていますけれど、そういう方向になってますし、デイサービスにおいては要支援の人は、今度は介護ではなくてボランティアとかそういうものに持っていこうという方向になってきています。

そうすると、今厚岸町がやっている二つの施設の運営が、課長のこの前の説明では、どんどんやっていると真っ黒けになって良い支援が出来るという説明をされておりましたけれど、そういう見通しをきちんと持たないで、民間に移行していくということを軽々しく決めることは、果たして良いのかどうなのかということだと思えます。その辺りを実際、今後の見通し、この制度の見通し等も含めて、今まで介護保険制度は色んな変遷を辿ってきてますよね。ところが今度は、更にそれに追い討ちをかけるような制度の改正が行われようと、そういうものまできちんと見越した上でこういう計画に乗っていくのか、その辺りをきちんと押さえた計画になっているのかどうなのか、説明をお願いいたします。

●副委員長（室崎委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 収支計算書の根拠でありますけれども、これは資料の中で出てきている人員配置に基づいた積算でありますので、特に社会保険料ですね、これと町の共済費の関係、それから退職手当制度の掛金が相当何千万も違います。それから職員が入れ替わることによってですね、嘱託職員までは同じなんですよ、給料水準が同じですから、そこを超える分、正職員の部分で行かない人が結構いますので、そこら辺で9,000万円程の差額が出てくると、その様な確認をしてございます。ですから、これは職員が人数・規程に基づいて積算したものと捉えていただきたいと思います。

それで、単年度の収支ではなくて、今後介護保険制度が議論されている中で心配事が、今保険対応しているものが市町村事業になるという部分でございまして、ただ、これは未だどうなるか分からないのでありまして、推計しても推計しようがないというのが現実でございまして。ただ、この事業が例えば要支援の方がデイサービスに通えないとすれば、これは町として単独事業としてでもやらないと、当然町民の安心をいただけませんから、市町村事業としてやらなければならないと考えています。その受皿は今まで通りデイサービスセンター、これは指定管理者の業務から外れるかもしれませんが、委託事業として当然やって貰う業務であると考えます。その時には介護報酬ではなく、町から

の委託料として、事業の委託料としていきますので、それに対応する人員配置で行っていくということで、今議論されている、その部分までボランティアで社協に求めるのかと、現時点ではそれは無理だとこれまでもお話しておりますので、何とか事業継続のために町は財源確保していただいた中で、指定管理業務からは外れますけれども、そういったことでやっていくことが必要だと思っております。これは、これまでの答弁と変更してございません。

それから、特に老人ホームのほうでございますけれども、介護度の高い人だけが入れるような検討がされております。そこで、軽度の人が入所しなければならないのかであります。これは違います。現在入所している方は、制度改正の間までに入所されている方は、軽度の方は退所する必要はございません。きちんとした経過措置が残ると聞いております。ただ、その後ですね、要介護1とか2、そういった人達が今まで以上に入所しづらいと、このことは議論されておりますので、現状を見ますと、今までの状況を改善しようという介護制度の中では、今後は軽度の方は新規に入所は今まで以上に厳しくなると捉えています。

●副委員長（室崎委員） 10番。

●谷口委員 課長、今回結果的には人件費の部分で9,000万という額がカット出来たと。それと今までの赤字と相殺すればこれ位になるのかなと、数字上は分かりますよね。ですけれど、結果的にそういう様に切替えるために犠牲になるのは働いている人達なんですよ。先程も一部話が出ておりましたけれど、介護職員の方々が町の職員として、正職員として働いている職員、嘱託職員で働いている職員、臨時で働いている職員、こういう人達に厚岸町の直営でやっている事業に関わっているために、公務員共済とか様々な共済制度を、或いは退職に当たっても退職手当組合等の利用をしながら今までやって来ているわけですよね。これが民間に行くと、それが全部変わってしまうということなんです。厚岸町の正職員で働いている介護職員、或いは嘱託で働いている介護職員、現在それぞれ何人いて、この人達の有給休暇は現在どの様になってますか。十分にきちんと取られる様になっているのか、取っているのか、未だ現在、今年度残っている日数がどの位あるのか、それらについて説明してください。

●副委員長（室崎委員） 休憩します。

午後4時21分休憩

午後4時31分再開

●副委員長（室崎委員） 再開します。

保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 大変申し訳ございません。

お答え申し上げます。まず職員の人数でありますけれども、デイサービスセンターで正職員3名、嘱託職員3名、臨時職員10名の方々でございます。心和園のほうは正職員12名、嘱託職員26名、臨時職員14名ということであります。

町の規程は1年間に付与されるのが現在の職員を平均しますと、1年間に付与するのが20日間、繰り越せるのが20日間、計最大40日間となっております。現在の正職員の取得状況が平均10日位の利用で、嘱託職員が平均13日位の利用で、これまでは業務が忙しくて取れない、時期を変更してくれと言ったことはございません。なお、今後については社協では増員も見込んでおりますので、忙しくて休暇が取れないという状況は生じないだろうと考えます。

なお、社会福祉協議会の年次有給休暇の付与日数ですけれども、最初の採用時においては6ヶ月で10日となっております。1年6ヶ月で11日と。最大6年6ヶ月以上で20日と、順次日数が6年まで上がっていくと。6年目でやっと町の20日と言いますか、この様な状況になるわけでありまして、今の取得状況からしてですね、窮屈な休暇取得状況にはならないのではないかと。これはあくまでも労働基準法上の付与日数となっております、社会福祉協議会においては。社会福祉協議会も町も年次有給休暇の繰越し、いわゆる時効と言いますか、取得権は2年間ございますので、前年で余した分は翌年に繰越せる、一定限度ありますけれども、その取扱いは同じでありますので、初年度はちょっと厳しい、10日でありますので、現在の付与日数は10日でありますから全部使い切ってしまう状況にはあるんですけれども、2年目は11日、3年目は12日となります。なお、介護員を増員していただくということでもありますから、休暇が取れない状況はないのではないかと考えます。

●副委員長（室崎委員） 10番。

●谷口委員 総務課長いないですか。町の職員の有給休暇、どの位取得されているんですか、平均で。

●副委員長（室崎委員） 休憩します。

午後4時34分休憩

午後4時43分再開

●副委員長（室崎委員） 再開します。
総務課長。

●総務課長（會田課長） お答えをいたします。有給休暇取得率ということで、全職員を対象にした場合、率で申し上げます。これは付与日数がそれぞれ、繰越しの日数とかがそれぞれ違いますので、率で申し上げさせていただきます。全体では22.9パーセントで

ございます、取得率が、職員全体ですね。施設、特別養護老人とデイサービスセンターに限った率は、27.7パーセントでございます。

●副委員長（室崎委員） 10番。

●谷口委員 それは取った人の数でしょう。日数なんですか。

（「取った日数」の声あり）

●谷口委員 そうすると、今の會田課長の説明を黙って聞いていると、それなりに有給休暇は消化していると思うんですけど、ただ、ここで働いている人達の有給休暇は半分程度、日数の半分程度、先程の説明では有給休暇を取っているということですよね、課長。10日とか13日というのは。違うの、どういうことなの。さっき、10・13と説明されたけど。

（「今と同じ様な状況です。40日に対して10・13ですから」の声あり）

●副委員長（室崎委員） 双方立って、発言を求めてからやってください。

（「もう一回、分かるように説明してください」の声あり）

●副委員長（室崎委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 申し訳ありません。先程、正職員が利用した日数、つまり正職員全員に付与された日数が何百日になります、一人40日が最高ですから。その使った日数を全部足して人数で割ったのがですね、正職員は10日。ですから40日にすると10日割る40日ですから、25パーセントになります。今、総務課長は27パーセント程度と言ったんですね。それから嘱託職員のほうは、年平均13日利用をしているということです。

（「それは何パーセントになるの」の声あり）

●保健福祉課長（松見課長） 全部が40ではないんですが40とするとですね、32.5パーセントになります。

●副委員長（室崎委員） 10番。

●谷口委員 20日取ってるから40日、繰越した分も計算しているかどうかは別にしても、もし40日とすれば25パーセントだし、20日だとすれば50パーセントということですよ。良いんですよ私が言っているの、間違いないよね。この程度の算数は出来ますから。

これは働いている人の権利ですよ、有給休暇というものはね。ですから、例えば10月10日以前までは、当然こういうことを一切考えないでいた人達が沢山いて、有給休暇の使い方も今年はこの事がある、来年はこの事がある、そういう事でどう有給休暇を消化しようとか、そういう計画をきちんと立てながら働いていると思うんですよ。そしてなるべく職場の人達に迷惑をかけない様なことで、どうそれを消化していくかということをやっているのではないかと、私は思うんですよ。そうすると、例えば今年40日消化出来る人が、未だ10日位しか消化してないという場合だってありますよね。そうすると30日分は、それはもう無しよにしてしまうのか、それについてそういう権利はありながら行使が出来ない。これ、社協に移っていく場合に、これを背負って行くわけにはいかないわけでしょう、一旦切られて。そして今度は6ヶ月経ったら10日ということに、一気にこれが変わってしまうんですけど、こういうものを補償する仕組みというのは、これには無いんですか有るんですか。或いは、どういうことをさせれば良いとかね、働いている人に。無条件返上ですか。そういうことが公のやる仕事なんですか。

●副委員長（室崎委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） この移行に当たって、条件等を示させていただいた時に、社会福祉協議会の諸規程、これは定時職員就業規則であるとか正職員にまつわる就業規則とか、この様なものの内容も説明させていただいております。そんな中で見ていただくと、職員は年次有給休暇がどの様に付与されるのかと理解される内容になっております。これらは現在の職員を退職して行かれるわけですから、新たな採用職員として適用になりますと、残念ながらこの制度を引き継ぐ制度はないこと、また、町がその損失分を補償する考えはないことを以てですね、当該職員には了承をいただいところでございます。

●副委員長（室崎委員） 10番。

●谷口委員 先程からね、議論されているけれど、これは役場の一方的な都合ですよ、今回の移行に当たっての。一応役場を退職していただいて、そっちへ移っていただくと。当面の給料は維持するよということ、ずっと議論されて来て、それだから良いんでないかと言われてますけど、先程の話にも出ていた様に、当然役場の職員として仕事をしていけば給料は一定の割合で上がって、或いはこれに基づいた退職金も保障される。或いは毎年毎年の年次有給休暇、満度に消化しなくても何かあった時には使えるような、そういう仕組みで今まで来ているわけですよ。そういうものを町の一方的な判断で断ち切ってしまう。

そして先程話が出ていましたけれど、向こうに行った時になるべく社協の嘱託職員等との差が出ないようにするには、この方法しかなかったんだということを盛んに仰っているけど、今のこのやり方では余りにも酷いやり方ではないかと。だって、有る権利を奪うわけですからね。一方的な町の都合なんですよ、これ。有給休暇だってそうですよ。退職金だってそうだし。

一般事務職員以外は、現業で働いている人は一方的にもう首を切られても仕方がない

んだと。だから他の現業の職場も今後こういうことが起こり得るよと、そういうことになっていって良いんでしょうか。だから、私は12月議会でも言いましたけれど、やはりきちんと時間を取って、その上でどういう移行に必要なのか、手順を踏んでいくことが私はどうしても必要だと思う。こういう一つひとつの権利をこの人達から奪い取ったまま、さよなら社協へということで良いんですか。

●副委員長（室崎委員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 今、ご質問者が言われた内容について、私のほうからご答弁申し上げたいと思いますが、今回のこうした動きに関して私どもは、円満に職員の方達にですね、社会福祉協議会の方に移っていただくために、課長等が施設に赴いて職員の皆さんに、今ご質問者が言われた様な内容も含めてですね、ご説明を申し上げて、その上で職員の皆さんの移行の意思、これらを確認させていただいた上で一定の了解をいただいたと解釈しております、その上で今回の指定管理者の導入に至っているということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

なお、有給休暇制度につきましては、これは社会福祉協議会のほうでも規程があつて、これは労働基準法に基づく付与日数になってございます。それから繰り越しが出来る上限の日数については、20日が最高限度と。つまり付与日数が20日になって、その付与日数を1日も有給休暇を使わなかった場合に40日になると。それで、その請求権が発生するのは2年までという規程になってございます。その運用も含めて社会福祉協議会のほうでは、労働基準法に則った付与日数で行われているということを確認しておりますので、その様な解釈をしております。

●副委員長（室崎委員） 10番。

●谷口委員 私としては納得出来ないんですよね。やはり消化出来るものは消化させてやるような時間的な余裕だとかね、或いは仕組みを作った上でやるのが本来ではないのかなと思います。

次に移りますが、今回社協で示されている職員の配置計画。これを見ますと、正職は管理職ですよね、それ以外は嘱託、或いは定時・パートとなっています。嘱託と定時とパートの違い、教えてください。

●副委員長（室崎委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 嘱託については町職員における嘱託職員と捉えた場合に、定時職員というのは町職員の臨時職員、毎日来る臨時職員、パートは双方とも臨時職員のパート勤務者という考え方でございます。

●副委員長（室崎委員） 10番。

- 谷口委員 定時職員が11名、これは臨時だということですよ。これは結果的には、今回移行するに当たっては、臨時職員が厚岸町にいますよね、26人、心和園で。デイサービスは10人と説明を聞いているんですけど、臨時職員からただ名前が変わるだけなのか、それとも臨時職員の中で一部嘱託に変わる人がいるのか、その辺りはこれを見て分かるんですか、この表を見て。
- 副委員長（室崎委員） 保健福祉課長。
- 保健福祉課長（松見課長） 今日現在まではですね、現在臨時職員である方を嘱託職員にするという話は聞いておりません。ですから私どもは、それぞれの人数で誰が誰だと分かりませんので、現状では臨時職員から嘱託に昇格と言うんでしょうか、その様な方が何名いらっしゃるだとか、その様なことについては伺っておりません。
- 副委員長（室崎委員） 10番。
- 谷口委員 今度、雇用の公法が変わりますよね。今までは地方公務員法だったのが今度は労働基準法で対応されることになりますからね、そういうことで、働いている人達の雇用期間が、労働基準法で認められている臨時と地方公務員では違うと思うんですけども、その辺りはどうなんですか。
- 副委員長（室崎委員） 保健福祉課長。
- 保健福祉課長（松見課長） 臨時という職員の捉え方でありましてけれども、社会福祉協議会では期間を定めた雇用と言うんでしょうか、そのように理解して良いのかなと思います。臨時職員の定義もきちんとあるんですけども、そういった範囲での……。定時職員というのは労働契約期間、1年間以内とするとなっております。ただし、会長が業務上必要と認めた場合は契約の更新が出来るとなっております。地方公務員法は6ヶ月・6ヶ月が最高でありますので、この違いは労働基準法の基準を照らし合わせると違う部分があると思っております。
- 副委員長（室崎委員） 10番。
- 谷口委員 今度は労働基準法或いは労働契約法、こういう法律でやっていくことになりますよね。今まで役場では6ヶ月・6ヶ月やって、募集をかけて、この前の話ではたまたまその人が採用されてきて何年も来たんだということになりますけれど、今度は反復でいくことに制約がありますよね。今までと同じように切れ目なく雇うということが、出来なくなりますよね。そうすると雇い止めみたいなことが起きてくるのではないかと、そういう心配が非常に心配されるんですけど、その辺りはどの様に考えているんでしょうか。民間でやることだから、こっちが口出しすることが出来ないんだということになるんでしょうか。

●副委員長（室崎委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 法的にどの部分の方々までが労働契約法でいう最長5年と言いますか、それ以上の延長は出来ないということに対する社会福祉協議会の対応については、未だ具体的なことはお聞きしておりません。ただ、この労働契約法を遵守するためには、5年を超えることが出来ないわけでありますから、何らかの待遇改善とか、そういったものを受託者には考えていただくことが必要かなと思います。

●副委員長（室崎委員） 10番。

●谷口委員 今、課長が仰ったように、改善の方向が出されていかなければならないと思うんですよね。ただ、そうは言っても、前の話では民間はやはり黒字が最優先だと。

この前、課長こう言ってるんですよ、現在いる職員が将来何らかの理由で退職されると思うんです。その時には社協の運営上臨時職員に切替えていくということで、ある日突然格下げするとかではなくて、嘱託職員の方は嘱託職員のままで、今の給料が2号俸ずつ上がって行って貰うということで、何らかで辞めた時には、まず臨時職員の採用となるだろうと。それが将来臨時職員が多くなった時には、もう全然経営的には真っ黒けだと思うんです。利用者がちゃんと居れば、施設をちゃんと維持管理していて、その時に利益をずっと蓄えていても仕方がないわけですから、処遇改善に使うべきですと。

だから真っ黒けになるまで処遇改善にはならないんですよ。だから下手をすると、課長が5年と仰ったけれど、5年でそこまで行かなかつたら処遇改善になっていかないんですよ。ですから、そういう心配を起させないような職場、そして安心して介護に当たっていただける、さっき虐待の話もありましたけれど、やはり余裕とか、そういうものがきちんと保障されていないと駄目なんですよ。そういうことをきちんと守ってやるような施策をとられないと困ると思うんですけれども、その辺りを見越して社協に管理をお願いするのか、その辺りについてはどの様に考えているんでしょうか。

●副委員長（室崎委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 今般の採用するのは、介護保険事業の民間移行でありますから、いわゆる民間参入となりますと沢山事業者もおられます。また、同じ様な条件で、介護報酬の中で職員の確保に、全国を走り回って確保していると聞いております。こういった環境に社協もなるのかと思いますけれども、労働契約法を遵守するための取組みに対する支援は長期的な問題でありますので、私どもが、町が今ですね、将来ずっと処遇を確保するということについてはですね、社協の独自性のある運営にも当然影響を与えると考えますので、今ここでは具体的な支援は考えておりませんので、ご理解をいただきたいと思います。

●副委員長（室崎委員） 10番。

●谷口委員 やはりね、そういうふうに移行するわけですよ。そうした時に、やはり本当に温かい介護施設だなど使っている人からもね、そこで働く人も安心して仕事が出来るといふ職場にしていかなければ駄目だと思うんですよ。そのためには事業者が、逆に私はこの様な計画でいけば、それは相当嬉しいことだけど、2,000万も黒字になるような経営が出来るといふのであれば優良企業ですよ、取っ掛かりから1,000万も出るんですから。そういう計画を作った人も大したものだなど、私は思うんですよ。だから、この通りいって次年度以降も踏襲して、同じ様な計画で進んでいくことを願うわけですよ。

今、給料とか有休の話をしてしまったけれど、今度は研修の話についてお伺いしたいんですけど、研修は大事だと言ってますよね。だけど、何かよく見ていたら自ら研修しとか、何か個人責任半分、転嫁しているような文言もあるんですけど、嘱託職員とかは一定の研修を進めていくのかなと思うんですけど、臨時とかパートとか、そういう人も含めてきちんと研修に行くべきではないかと思うんですよ。よく話が出ますけれど、役場に来たらどの人が臨時で、どの人が嘱託で、どの人が正職員なのか分からないわけですよ。皆さん仰っているわけですよ。そういう職場でありますから、今度心和園に入っている入所者の方々、或いはデイサービスで通所される方々が、あなたは嘱託ね、あなたは定時の職員ね、あなたはパートなのねと接することは難しいんですよ。そういう点では、研修の仕組みはどうなっているんですか。

●副委員長（室崎委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 利用者と嘱託職員・定時職員・パート職員の関係については、これまでの町と同じ様な身分の関係でありますので、変わりはありません。また、民間では既に臨時職員も含めて研修体制を敷いておりますので、今回の研修についても当然臨時職員も含めた研修計画であると、お聞きをしております。

●副委員長（室崎委員） 10番。

●谷口委員 それは嘱託から臨時までということですか。

●副委員長（室崎委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 嘱託、定時職員、パートを含めて、全てが研修対象の職員でございます。

●副委員長（室崎委員） 10番。

●谷口委員 それはまさかサービス残業ではないんですよ。きちんと勤務時間に組み込まれた研修と理解して良いんですか。

●副委員長（室崎委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 勤務として管理者の配下で拘束時間とするのであればですね、それは労働対価としての時間給を払わなければならないとなります。これはサービス残業ということでは、現状の社会福祉協議会の中ではございませんので、同じ様な取扱い、勤務時間内での取扱い、或いは超過勤務、その様な対応になるものと考えております。

●副委員長（室崎委員） 10番。

●谷口委員 時間も押してますからあれなんですけど、やはりね、働いている人達が不安を持って移行しなければならないというのは、今聞いても、私自身は納得出来るものではないんですよ。どう考えても。

もう一つには、管理部門だって可成り厳しい対応をしなければならないのではないかと。厚岸の役場でやっていて、あれだけの人員を配置してやっているわけでしょう。ところが、社協にすると、こういう体制で済むんだというのであれば、私は非常に問題があると。やはり、利用者は人なんです。人をきちんと面倒見てあげる、或いは手助けをしてやる、そういうことが快く出来るような職場環境を作るといには、やはり経営の面だけを追求するような姿勢は、私はあってはならないと。

社協でやることを全て否定するものではありませんし、社協の理解がないのではないかという話はありませんけれども、社協は今まで施設運営をやったことがないんですよ。ヘルプ事業とか、そういう事業は実績は十分あるし、或いはヘルパーの養成とか介護職員を養成した実績を私はきちんと分かるし、その事自体は分かるけれども、もし移行するにしても一定期間を町も関わりながらきちんと進めていくことが、大事でないかなと私は思うんですよ。

それともう一つお伺いしたいんですけど、現在社協はこの問題でどういう準備を進めているんですか。心和園等の調査等に入っているんでしょうか。

●副委員長（室崎委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 心和園・デイの管理部門については、特に管理職とかそういった部分の人達は一般的には人事異動の対象でありますので、折角持ったノウハウが後に生かされないと、この様な欠点があると申し上げましたけれども、社協においてはそういった社協内部でノウハウを生かせる利点を生かしたですね、人員配置が可能だという部分では有利になると。ただ、この人員配置は、例えば今まで3人でやっていたものを無理矢理2人でやっていると。それが出来るか出来ないか、出来ないものは出来ないだろうとなりますから。それで出来ない場合は当然増配を検討しなければなりませんし、今の職員数を圧縮してやる考え方はありません。ですから、長期的なノウハウを蓄えた者を長期的に生かせる、柔軟な職員配置が可能だという利点を生かしてですね、旨

く管理部門を回していただきたいなど考えているところでございます。

●副委員長（室崎委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 申し訳ございません。具体的には今、直ちに稼働しなければならない介護報酬のシステムですね。これはきちんとした物を入れなければならないということで、町と社協が使っているシステムが違います。ですから、4月1日から稼働するように、社協独自のシステムを動かせるように、その準備。それから町が持っている過去のデータですね、これの引継ぎを今やっているということでもあります。

なお、この議案が可決後にはですね、社協のほうでは定款変更を行うので、その準備をしておりますし、町から移行された職員数だけで職員としての充足が足りませんので、今後職員の募集、これが始まります。そういう準備作業を今行っております。

後は、移行される職員との個別面談。移行後の勤務内容とか条件の再確認。これは既に終わったと聞いております。

●副委員長（室崎委員） 10番。

●谷口委員 ちょっと最後が急に心配になりましたけれど、未だ契約は終わっておりませんよね。そういうことが出来るんですか。

●副委員長（室崎委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） ちょっと言葉足らずで。それぞれの利用者の処遇面の記録であるとか、そういったものは電算管理しております。これは現在町の所有物でありますので、個人情報でありますから、このデータの移行は未だ出来ません。4月1日にスムーズに出来るようにコンピュータシステムの開発をしているということで、そのデータの移行の準備をしているということでございます。

●副委員長（室崎委員） 10番。

●谷口委員 職員のどうのこうのは、どういうことなんですか。

●副委員長（室崎委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 職員とは当然雇用契約は行っていない段階でありますので、社協が今回私どもに指定申請書を提出するに当たり、社協としての理念、それから業務体制を作り上げるために、事前に職員とお話をさせていただいたと聞いてございます。

●副委員長（室崎委員） 10番。

●谷口委員 もう一度確認いたしますけれど、厚岸町が持っている情報等は厚岸町がきちんと管理していると。そういう中で社協と厚岸町のシステムに違いがあるので、それを合わせるためのシステムを社協が構築中なんだという説明ですけれど、そうすると厚岸町から社協はどうやってシステムを構築する手順を行っているんですか。厚岸町のある程度のデータがない限りは出来ないわけでしょう。その辺りはどの様に考えれば良いんですか。

●副委員長（室崎委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 4月1日の時点でないとデータはお渡し出来ません。データをですね、今ある大量のデータを違うシステムに流し込む。この作業には膨大な費用がかかって、それは断念せざるを得ない、現実には出来ません。ですから、4月1日以降は紙媒体であってもですね、そのデータを入力していくんですね、必要な範囲まで。それが現実的な話であります。こういった事が出来るようなシステムを現在システム会社と社協との間で相談して進めていると、そういった段階でデータは未だお渡ししている段階ではございません。

●副委員長（室崎委員） 10番。

●谷口委員 何とも分からないというか、非常に難しい問題だと思うんですよね。言ってみれば官から民へ、民から民でもこういう施設を運営するに当たっては、3月31日で町は終わりました、4月1日から社協が運営しますということになるわけですから、3月議会で予算とか、そういうものもあれするんですけど、そういう移行に当たってね、情報管理とかがきちんとされていないと、やはり問題ではないかと思うし、それから今回の移行に当たっての問題がずっと議論されて来ましたが、やはり長期的な見通しがないということに、私は未だ納得出来ません。ただ、そうだからといって何時までもこの議論をしていてもしょうがないんですけど、一番大事なのは入所者が安心出来る、或いは働いている人達が安心して仕事に励むことが出来るような、そういう職場を作っていただきたいという声は一部の声と言われる人もいますけれど、そういう不安があるということは、もう少し時間をかけるべきではなかったのかなと考えますし、私はそういう思いでいっぱいあります。

そういうことで、この問題についての発言を終わります。以上です。

●副委員長（室崎委員） 答弁いますか。

（「いいです」の声あり）

●副委員長（室崎委員） 休憩いたします。

午後5時30分休憩

- 委員長（谷口委員） 再開いたします。
他にございませんか。

（な し）

- 委員長（谷口委員） なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。
本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決定するに、ご異議ありませんか。

（「討論あり」の声あり）

- 委員長（谷口委員） 討論ありですね。
3番、石澤委員。

- 石澤委員 私は議案第2号 指定管理者の指定について、反対の討論を行うものであります。

その第1は、多くの関係者・町民が一様に思っていることではありますが、何故十分な時間をかけないで、短期間の間に指定管理者に特老・デイサービス業務を移行させなければならなかったのか、納得のいくものではありませんでした。最近数年間の両施設の運営で収支のバランスが合わなくなっている最も大きな要因は、かつては国庫負担が50パーセントであったのが25パーセント引き下げられたこと。その上で、介護保険料はスタート当初は65歳以上の保険料は、全国平均で2,911円であったのが現在は4,972円で、厚岸町は7,650円となっております。しかし、この制度はスタート後から制度改正・介護保険料の引き上げで、保険あってもサービスなしと言われる様な状況が作り出されているものでもあります。そのことが今日の経営に大きな影響を及ぼしているものと考えます。このことから、私は制度の改善に向けて国庫補助金の増を強く求めていくことが、どうしても必要になってくると思います。その取組みが不十分であり、安易な民間への移行であると思います。

第2は、民間がこの事業を進めると経営が改善するとしておりますが、果たしてそれを鵜呑みに出来るかということです。そう簡単なものではありませんし、今まで介護事業の一部を行ってきていますが施設運営を行っておりません。今回示された計画から、私達が十分評価出来るものと理解することは出来ませんでした。その上で、利用者・家族への説明が不十分であり、理解が得られると思うことは出来ませんし、この場で働く皆さんの地位・待遇・諸制度の活用がどの様になるのか、不安が払拭されることは出来ませんでした。

以上のことから、私は本議案に反対するものであります。議員各位の賢明な判断をお

願いいたしまして、反対討論とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

- 委員長（谷口委員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

9番、南谷委員。

- 南谷委員 議案第2号、公の施設を厚岸町社会福祉協議会に指定することに賛成の立場で討論を行います。

私は近年の心和園・デイサービスセンター運営状況を見るに、現状のままでは近い将来、安定運営に支障を来すと危惧しておりました。今般、指定しようとする社会福祉協議会は居宅訪問介護サービス事業を実施してきており、同様の事業展開をしていることや、民間業者であれば現有職員の職場確保も無条件委託となり、雇用の観点からも適切と考えます。指定管理協定を結ぶことで、まずは現行サービスを低下することなく事業実施上のサービス提供範囲の拡大、社協が管理運営をすることで老人福祉に対する町民の関心が高まっていくのではないかと、向上するのではないかと、斯様に考えます。

本協定につきまして、メリット・デメリット色々あると思います。朝から議論が伯仲して来ているところでございます。介護相談員の派遣について、更には虐待の関係についても協定書に再考していただける。数多くの審議を重ねて来られました。今日の本町の老人福祉施設運営の環境は、今後益々高齢化する実体、目まぐるしい介護保険制度の改正に対応するためにも、まずは指定管理者制度導入に一步踏み出すべきではないのかと、斯様に考えます。施設利用者が将来も安心して利用出来る、また施設で働く方々が意欲を持ち働ける職場になるよう、今後もしっかり指定管理者運営について注視をしていかなければならないと考えております。

よって、私は本協定に賛同するものでございます。議員皆様のご理解をお願い申し上げます。賛成討論といたします。

- 委員長（谷口委員） 他に討論ありますか。

6番、堀委員。

- 堀委員 私は、議案第2号 指定管理者の指定についてですね、反対立場から意見を述べさせて貰うものであります。

今般の議案提案に当たりまして、昨年12月の第4回定例会において指定管理者への移行についての議案の可決がされました。その後、厚岸町においては、厚岸町老人福祉施設の公募によらない指定者管理者の候補者の選定要綱等を作成し、これを指定管理者になるべく社会福祉協議会に示し、そして社会福祉協議会は指定管理者の申請書をそれに基づいて提出されております。その間僅か1ヶ月という極々短期間でございます。そしてまた、今臨時会に当たって基本協定も出されているわけでありまして。ただ、これら三つのものについて色々議論を重ねてまいりましたが、どれもこれもが詰めが甘いとか言いようがない。厚岸町から示すべき条件としての甘さ。そして、それを受けて申請するはずの社会福祉協議会の詰め甘さ。また、今議案に付いて出されている基本協定書、この検討の甘さ。どれもこれもが甘くて、この甘さが正直言いまして、町民の大き

な不安・不満なっているものだと思います。

その様な理由からも、私は本議案については一度否決をいたした中で、今一度町のほうで選定要綱や仕様書の再吟味・再構築を行った中で、相手方においても十分な検討を重ねた申請書を提出していただく、その様なものが必要だと思いますし、その時間を利用して不安に思っている町民や職員の方々への意を尽くした説明、納得のいく報告をしていく、その様な事をするのが大事だと思います。

よって、私は本議案について反対をするものであります。以上です。

●委員長（谷口委員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

●委員長（谷口委員） なければ、以上で討論を終わります。

これより、起立により採決を行います。

お諮りいたします。

本案に賛成の委員の起立を求めます。

（賛成議員起立）

●委員長（谷口委員） 採決の結果、出席委員数11人、その内起立者数は9人であり、起立者多数であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●委員長（谷口委員） 以上で、本委員会に付託されました、議案第2号についての審査は全部終了しました。

よって、老人福祉施設等運営に関する調査特別委員会を閉会いたします。

午後5時41分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成26年1月24日

厚岸町議会老人福祉施設等運営に関する調査特別委員会

委員長
